

# 平成 3 0 年 度

## 重 点 施 策 の 概 要

1. ニセコの自然環境と景観を守り、生活環境を向上します 1 6 ページ
2. ニセコの地域資源を活かし快適な生活基盤を整備します 2 3 ページ
3. 資源やエネルギーを地域内で上手に使います 2 9 ページ
4. ニセコならではの環境と調和した農業をつくります 3 0 ページ
5. 商工業と農業、観光業との連携を進め、地域産業の活性化を目指します 3 3 ページ
6. 環境や地域文化を生かした観光を進めます 3 6 ページ
7. 町民が共に学び合い、支え合う文化を育てます 3 9 ページ
8. 健康寿命を延ばして人生を楽しみます 4 4 ページ
9. 顔が見える相互扶助の地域社会をつくります 4 9 ページ
10. 災害に強く、安心して暮らせる地域をつくります 5 1 ページ
11. 住民みんながまちを考え、活動します 5 4 ページ

## 1. ニセコの自然環境と景観を守り、生活環境を向上します

### 土地利用

#### (1) 準都市計画区域の景観の保全

ニセコアンヌプリ山麓地域を中心に土地取引が行われ、無秩序な開発の進行などによる住環境の悪化が懸念されたことから、平成21年3月に準都市計画を策定しています。土地利用を規制・誘導し秩序ある土地開発と環境保全を図るため、制度の適正化に努めています。平成30年度は、開発行為2件、建築物等32件の申請があり、準都市計画区域での規制に適合しているかなど審査を行っています。

#### (2) 土地利用・空き屋対策事業

土地（国土）の総合的・計画的な利用を図ることを目的に国土利用計画法が制定されています。法に基づき、土地の投機的な取引や地価の高騰、乱開発の未然防止、遊休土地の有効活用を図るため、1万㎡以上の土地取引に関して届出の受付をしています。平成30年度の届出は13件となっています。

ニセコ町景観条例に基づき、空き家対策を進めています。平成30年度は、廃屋4件を所有者により撤去することができました。また、ニセコ不動産業協会と家屋の管理に関する協定を結び、別荘・空き家の管理体制を整えています。

### 自然環境

#### (1) 環境モデル都市アクションプランに基づく取り組みについて

2050年度までに1990年度比でCO<sub>2</sub>の86%削減を目標とする本町は、平成26年度に作成した「環境モデル都市アクションプラン」を元に事業を推進しました（平成26年度～5年間）。

経済産業省の補助金を活用して、①観光分野での省エネ・再エネ利用促進、②家庭での草の根的な取り組みを実施しました。

①に関しては、省エネルギー診断アドバイザーを招聘し、観光事業者向けエネルギー診断を7事業者に対して実施し、各事業者の状況に見合った提案を行いました。

②に関しては、北海道環境財団に委託しCO<sub>2</sub>削減に向けて、まずは自分ごととして捉えてもらうことが重要であり、自分の生活と関わりが深く、興味がわく話題を取り上げ、行動に移すきっかけづくりとして、気軽に参加できるようカフェスタイルでのエコナイトカフェを3回実施しました。

また、現行の「環境モデル都市アクションプラン」が計画期間の最終年度を迎えたことから、次期計画策定に向けた調査を行い、ニセコ町の現状と課題を整理したうえで「2050年にニセコ町が持続可能なまちであるために必要なものは何か？」という観点から取組を洗い出し、平成31年3月に、平成31年度から5年間を計画期間とする「環境モデル都市第2次アクションプラン」を策定しました。

環境モデル都市とは、温室効果ガスの大幅な削減など低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取り組みにチャレンジする都市のことで、ニセコ町は平成25年10月に事業提案を行い、平成26年3月に内閣府より選定を受けました。

## （２）環境基本計画の推進

平成２４年度に作成した第２次ニセコ町環境基本計画（平成２４年度～平成３５年度）では、毎年その進行状況に関する評価を行っています。平成３０年度は、ニセコ町環境審議会を計４回開催し、環境基本計画等の進捗管理及び評価を行いました。

また、環境教育として、小学生を対象とした水生昆虫観察会を２回開催しました。

第２次環境基本計画は、平成２４年度から１２年間の計画で、第１次と同じく「水環境のまちニセコ」をテーマとし、９つのプロジェクトを掲げています。

①水資源と地下水の保全、②水辺の環境、③生態系の保護保全、④水質の保全、河川の多様な利用について調整を図る仕組みづくり、⑤森林環境の保全・育成、⑥環境と調和した安全・安心な農産物の生産、⑦自然エネルギーの導入による温室効果ガスの削減、⑧省資源・省エネルギーの取り組み、⑨ごみの分別と資源化

## （３）水資源の保全

ニセコ町地下水保全条例に基づき、井戸設置者から地下水の使用量についての報告を求めています（くみ上げポンプ吐出し口８ｃｍ以上の施設を有する場合）。

最近、開発に伴う地下水の汲み上げの相談案件が増加傾向です。平成３０年度は申請が３件あり、許可２件、不許可１件の実績です。

〔許可を受けている施設件数及び地下水くみ上げ数量〕

| 年度   | 件数 | くみ上げ量     | 稼働日数（延べ） | 備考      |
|------|----|-----------|----------|---------|
| ２６年度 | ９  | ３１８，３５３ｍ³ | ４，１８４日   |         |
| ２７年度 | １０ | ３７５，４００ｍ³ | ４，３１４日   |         |
| ２８年度 | １２ | ４１７，２２６ｍ³ | ４，３０６日   |         |
| ２９年度 | ８  | ４３３，８７６ｍ³ | ３，４００日   |         |
| ３０年度 | ８  | ３６７，８１４ｍ³ | ３，３８１日   | 一部未集計あり |

## （４）環境会議等への参加

環境政策を通して先進的なまちづくりを進める団体が主催する会議等へ参加し、情報収集を行いました。平成３０年度は行方市で行われた環境自治体会議へのほか、東京都で行われた環境未来都市構想推進国際フォーラム、京都市で行われた環境首都創造フォーラムに参加し、参加者とのネットワークづくりや先進事例を学びました。

また、持続可能な発展を目指す自治体会議（事務局：一般社団法人クラブヴォーバン）に参加し、北栄町への視察のほか、会員自治体である下川町、岩手県二戸市、葛巻町、埼玉県横瀬町、鳥取県北栄町、熊本県小国町などと地域経済循環モデルの構築について議論を深めました。

## 生活環境

### (1) 簡易水道事業

#### ①水道事業の運営

町水道は、簡易水道 1 地区、専用水道 1 地区、飲用水供給施設 2 地区として、安心・安全で安定的な水道水の供給を行っており、その普及率は 96.2%です。

水道事業を運営していくうえで必要な事務経費や担当職員の人件費などの運営経費、水道施設建設時に借りたお金を返済する水道施設建設等償還金（借金の返済）等に支出しています。

町では、安定した水道経営の実現のため、水道使用料の見直しを行いました。

#### ②水道施設の維持管理事業

水道管及び浄水場など水道施設の維持管理を民間事業者へ委託しています。

水質検査は蛇口からの通常検査（毎月 1 回）のほか、水源池の原水精密検査（年 1 回）と浄水精密検査（年 4 回）を行っています。

水道施設や漏水事故による損害、水質事故による損害など本町でも起こりうる水道事故への賠償に備えるため、水道賠償責任保険に加入しています。

#### ③施設維持補修事業

配水施設では中央地区配水池の修繕工事、宮田地区の管理道路維持補修工事を行いました。管路施設では曾我地区の配水管移設工事及び減圧弁分解整備工事等を実施しました。

平成 30 年度は水道本管での漏水事故が 9 件発生し修理工事を行っています。

#### ④量水器（水道メーター）取替事業

計量法に定められた 8 年を経過した量水器（水道の水量を計測する機器）については、取替が必要となります。

平成 30 年度の取替は平成 22 年度に設置した量水器が対象となり、147 台の取替工事を実施しています。

#### ⑤飲料水施設整備事業

水道水の供給を受けられない区域において、日常生活に欠くことのできない飲料水を確保するための施設（井戸）を整備する場合、事業費の 3 分の 1 以内（上限 50 万円）を町が補助しています。平成 30 年度は実績がありませんでした。

### (2) 公共下水道事業

#### ①下水道事業の運営

ニセコ下水道は、整備予定区域の 91.8%の区域で整備が完了しています。また、水洗化率は 96.7%となっています。

平成 30 年度は公共下水道事業を運営していくうえで必要な事務経費や担当職員の人件費などの運営経費、下水道管理センター建設時に借りたお金を返済する下水道施設建設等償還金（借金の返済）等に支出しています。

## ②下水道施設維持管理事業（下水道管理センター・ポンプ所・下水道管）

現在、各家庭から出る汚水の量は、一日約700m<sup>3</sup>にもなります。汚水は、下水道管やポンプ所を通り抜けて下水処理場に集まり、きれいな水と、泥（「汚泥」）に分けられ、浄化された水は真狩川へ放流されています。汚泥は堆肥センターへ運ばれ、生ごみと共に堆肥化されています。平成30年度は224tの汚泥が発生しています。

家庭から出された汚水をきれいな水へ浄化するためには、污水管やポンプ所、下水処理場などの各施設が正常に機能しなければなりません。そのために下水道管理センターの運転管理やポンプ所の各施設の適正な維持管理を行っています。

下水道管理センターでは機械設備及び電気機器の分解整備、部品交換を行い施設の延命を図っています。

下水道管路の維持管理については管路清掃やマンホールポンプ場の清掃を行っています。

## ③公共下水道整備事業

現在の下水道計画認可期間については平成30年度までのため、認可計画期間の延伸及び下水道区域の拡張等、人口増加に対応するため下水道計画区域の見直し等を行いました。

## ④農業集落排水事業（西富地区下水道事業）

農業集落排水事業は蘭越町を事業主体として広域的に進めています。機能的には下水道事業と同じです。これらの共同処理費用（運営経費や施設の維持管理経費）の一部を蘭越町に負担金として支出した他、下水道管の布設や下水道処理場建設時に借りたお金を返済する農業集落排水事業施設建設等償還金（借金の返済）に支出しています。新規で汚水マンホールポンプ分解整備を実施しました。

## （３）浄化槽整備事業

町では、町民の生活環境の改善や公共用水域の水質汚濁を防止する観点から、公共下水道及び農業集落排水施設の整備区域外において、合併処理浄化槽の整備を推進しています。

平成30年度は、5人槽8基、7人槽5基、10人槽1基の合計14基について、浄化槽設置整備事業により町の補助金を交付しました。

## （４）し尿処理（くみ取り）事業

し尿処理は、毎年、各地区からの申し込みを受け付けて作成する収集計画に基づいた収集を行い、その処理は広域事業として羊蹄山麓環境衛生組合（構成町村＝倶知安町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町）が運営しています。

ここ数年の処理量の動向では、合併処理浄化槽の普及により浄化槽汚泥の量が増加しています。

・処理量動向

(平成30年度)

| 計画処理区域面積              | 処理量     |          | 計       |
|-----------------------|---------|----------|---------|
|                       | し尿      | 浄化槽汚泥    |         |
| 197.13km <sup>2</sup> | 1,268t  | 2,961t   | 4,229t  |
| (前年対比)                | (87.0%) | (104.0%) | (98.3%) |

(5) ごみ収集事業

ごみの収集事業は、可燃・不燃・生ごみ、資源ごみ等、全17区分による分別収集を行っています。ここ数年、ごみの分別ルールが守られていないごみが増加しており、ごみの減量化や効率的な収集運搬を行うために排出ルールを守るように周知していきます。

・ごみ類の収集動向

(平成30年度)

| 種別     | 可燃ごみ             | 不燃ごみ   | 生ごみ    | 資源ごみ   | 粗大ごみ   | 総計     |
|--------|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 収集量    | 900t             | 126t   | 527t   | 406t   | 13t    | 1,972t |
| 前年対比   | 106.6%           | 105.9% | 102.9% | 102.5% | 108.3% | 104.7% |
| リサイクル率 | 78.5% (前年度84.9%) |        |        |        |        |        |

(6) 廃棄物広域処理事業

可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの処理は、近隣町村と共同で処理を行っています。

可燃ごみの処理は、これまで羊蹄山麓7町村の共同運営で焼却処理を行っていましたが、平成27年3月からは処理方法を固形燃料化処理に変更し、処理は倶知安町の民間事業者へ委託しています。

不燃ごみ及び粗大ごみの処理は、羊蹄山麓（倶知安町を除く）6町村で共同運営し、蘭越町にある破碎処理施設で破碎処理を行っていましたが、平成30年4月から倶知安町の民間事業者の施設に埋立処理しています。

(7) 資源物リサイクル推進事業

資源ごみとして分別排出される資源物は再商品化（リサイクル）されますが、これに係る収集運搬や選別処理、一時保管には多額の費用が必要です。

町では再商品化に係る資源物等分別保管を町内業者と、また、再商品化を請負う（財）日本容器包装リサイクル協会などと委託契約しています。

なお、役場裏に資源ごみ保管庫を設置し（12月31日～1月5日を除く）資源ごみの受入を行っていますが、資源ごみ以外に「粗大ごみ」や「燃やさないごみ」が出されており、ルールが守られていないごみの量が増えつつあります。

(8) 一般廃棄物最終処分場の維持管理

一般廃棄物最終処分場は、当初、平成21年6月に満了となる計画でしたが、ごみ分別の徹底や不燃・粗大ごみの破碎処理により、埋立て量の減量化が図られ、今後2年ほどの供用年数の延長を見込んでいます。

また、可燃ごみの固形燃料化処理の開始により、焼却灰の埋立はなくなりました。

なお、平成30年4月から民間事業者の施設に埋立処理しているため、ニセコ町の施設には埋立していません。

・一般廃棄物最終処分場の運用実績

| 年度          | 焼却灰      | 破碎不燃物    | 計        | 備 考                        |
|-------------|----------|----------|----------|----------------------------|
| 平成30年度      | 0 t      | 6 t      | 6 t      | 埋立容量 4, 222 m <sup>3</sup> |
| 累計量         | 1, 103 t | 1, 363 t | 2, 466 t | 残余容量 558 m <sup>3</sup>    |
| 平成30年度民間埋立量 |          | 118 t    |          |                            |

### (9) 廃棄物処理対策の検討と啓発

ごみの減量化と適切な処理を進めるため、町と町民のみなさん、事業者のそれぞれが役割を分担・協力するよう基本条例で定められています。

国では、一部の家電や自動車のリサイクルなど、さまざまな廃棄物の再資源化を進めており、町でも燃やすごみの固形燃料化処理への変更など、ごみ処理の方法を変更するときは、広報やチラシ、ホームページなどでお知らせしています。

### (10) 不法投棄廃棄物対策

「不法投棄」については、地域のみなさんや職員の通報により不法投棄物の回収・処理をしていますが、なかなか減りません。また、外でごみを燃やす「野焼き」についても毎年数件ですが発見されています。

なお、過去には「不法投棄」、「野焼き」とも警察の捜査により実行者が特定され罰則が科せられた事例があります。

### (11) 環境美化巡視とクリーン作戦

町職員による環境美化巡視のほか、5月と10月を「町内ぐるみの美化清掃月間」として、各自治会、学校、ボランティア等の協力により清掃活動を実施しました。

### (12) 衛生組合連合会事業

各自治会の衛生組合長で組織する衛生組合連合会では、町と連携し環境・衛生意識の普及、清掃活動を行っています。

また、各地区において管理をお願いしていますダストボックスのペンキの塗り替えなど衛生組合長の協力により維持管理を行っています。

平成30年度から、町補助事業によりダストボックス内生ごみバケツの更新を行っています。

### (13) 食品衛生事業

町では、倶知安地方食品衛生協会に加入し、食中毒の防止や食品衛生の普及対策を行っています。

平成30年度の「食中毒警報」は、6月4日から8月24日の間に9回発令され、町のホームページとラジオニセコによりお知らせしました。この間、町内では食品に関する事故はありませんでした。

食中毒防止のため、今後も関係機関と連携した取り組みを進めます。

#### (14) 畜犬対策と動物愛護

北海道より委譲された狂犬病予防法に基づく犬の登録管理（随時）や予防注射（6月）を実施しています。また、ニセコ町畜犬取締及び野犬掃とう条例に基づいて、年間三期の野犬掃とうを実施しましたが、該当する事例はありませんでした。

##### ・犬の登録数

| 平成29年度末 | 新規(+) | 転入(+) | 転出(-) | 死亡(-) | 平成30年度末 |
|---------|-------|-------|-------|-------|---------|
| 358頭    | 21頭   | 3頭    | 12頭   | 28頭   | 342頭    |

#### (15) ニセコ斎場の維持管理

斎場については、平成28年度から平成29年度にかけ大規模改修工事を行いました。引き続き、設備の定期点検や整備を行い、適正な維持管理に努めます。火葬業務は、引き続き民間事業者へ委託し運営しています。

##### ・ニセコ斎場の使用状況

| 年度     | 使用回数 | (うち町外者) | 月平均使用回数 |
|--------|------|---------|---------|
| 平成30年度 | 51回  | (4回)    | 4.3回    |
| 平成29年度 | 15回  | (1回)    | 1.1回    |

※平成29年度は、改修工事のため一定期間使用停止していました。

#### (16) 墓地の維持管理

中央墓地及び5か所の地域墓地については、適正な使用（許可）管理を行っています。また、清掃・草刈など日常的な維持管理については、民間事業者へ委託して行っています。

なお、平成20年度に新規造成した中央墓地の53区画については、30年度末現在で残り21区画となっています。

## 農林業

#### (1) 林業の振興

森林組合と連携しながら、伐採跡地や荒廃林などの民有林を対象として「未来につながる森づくり推進事業」を継続し、支援しました。また、民有林の除間伐を促進する町独自の除間伐奨励事業を実施しています。

町有林の整備では、豊かな自然環境の保全や水源涵養等の本来の森林機能を維持することと将来の財産形成を目的として実施されています。平成30年度は、町有林内の森林の保育・育林事業として除伐3.7haのほか、作業道の支障木の伐採や草刈を実施しました。

## 2. ニセコの地域資源を活かし快適な生活基盤を整備します

### 生活環境

#### (1) 地域の情報化（高速通信環境の充実）

ニセコ町における光ファイバー網施設（高速通信網）は、町が所有し、通信事業者に貸付けてサービス提供を行っています（IRU契約）。初期整備（平成16年）を行った川北・アンヌプリ・東山地区については、整備から14年が経過し、過疎地での通信網整備という初期目的を達成したものと考え、施設の民間移譲を検討しておりますが、平成31年度に設備の移管を進めるべく、民間事業者側と移管条件の整理作業を行っております。

#### (2) コミュニティFM事業

情報共有、防災機能強化の一環として、ラジオニセコに対し、委託事業及び補助金による継続支援を行いました。

##### ① 平成30年4月末 配布状況

世帯 1,647/2,195 台、事業所 179/185 台、 配布率 76.7%

##### ② 未設置世帯への対応

広報誌への掲載、ラジオニセコでの呼びかけ、町民生活課また上下水道課と連携し、設置されているか否かの声かけを必ず行うようにしました。

| 年度    | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019(5月末) |
|-------|------|------|------|------|------|-----------|
| 貸出率：% | 79.6 | 77.8 | 74.2 | 65.6 | 78.6 | 76.7      |

#### コミュニティFMについて

平成20年12月の「そよかぜ通信」廃止以来、役場からの行政情報や防災情報のほか、地域のコミュニティ活動を情報面から支援し活動の活性化に寄与できる、コミュニティFM「ラジオニセコ」を平成24年3月31日に開局しました。ラジオ局開設にあたっては、放送局の開局準備、放送施設に係る設備を町が整備し、放送局の運営は法令により町が実施できないことから、株式会社ニセコリゾート観光協会が行っています。

町では、緊急告知付きラジオを町民世帯と町内事業所に無償貸出を行い、災害時等における緊急情報の発信により、いち早く住民に対する防災情報の伝達が可能となりました。そのため、実際の防災に備えて、防災ラジオ緊急等試験放送と職員の訓練目的で割込み放送を定期的に行っています。

#### (3) にこっとBUS（デマンドバス）の運行

平成28年度から地域交通の最適化を目指し「ローカルスマート交通構築事業」に取り組んでいます。平成29年度・30年度の2年間は冬季に混雑する路線の一部に貸切バスを導入し運行試験（通称：スキーバス）を実施しました。その結果1～3月には減少傾向にあった乗車人数が増加に転じ、また予約等のお断り件数が減少するなど、一定の成果を見ました。

・にこっとBUS乗車実績

(4月～3月まで)

| 年度     | 乗車件数(件) | 乗客数(人) | 日平均乗客数(人) |
|--------|---------|--------|-----------|
| 平成27年度 | 15,601  | 19,389 | 53        |
| 平成28年度 | 15,280  | 18,445 | 51        |
| 平成29年度 | 14,610  | 17,521 | 48        |
| 平成30年度 | 14,703  | 17,545 | 48        |

・にこっとBUS、予約お断り件数実績

|       | H29 (1月～3月) |       |       | H30 (1月～3月) |       |        |
|-------|-------------|-------|-------|-------------|-------|--------|
|       | 1月          | 2月    | 3月    | 1月          | 2月    | 3月     |
| お断り件数 | 169         | 118   | 107   | 28          | 20    | 20     |
| (前年比) | (+8)        | (△44) | (△35) | (△141)      | (△98) | (△87)  |
| 乗車人数  | 1,557       | 1,522 | 1,640 | 1,512       | 1,438 | 1,425  |
| (前年比) | (△157)      | (+78) | (+31) | (△45)       | (△84) | (△215) |

(4) スキーバス、助け合い交通、生活バス路線(福井線)の運行について

①にこっとバスの予約混雑時のお断り件数を減らすため、スキーバスを試験運行

【H30】H30.12.22～H31.3.31(51日間)

＜スキーバス利用者数比較＞

|    | H29 |     |     | H30 |     |     | 比較(H30-29) |     |      |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------------|-----|------|
|    | 大人  | 子供  | 計   | 大人  | 子供  | 計   | 大人         | 子供  | 計    |
| 往路 | 12  | 101 | 113 | 62  | 61  | 123 | +50        | △40 | +10  |
| 復路 | 3   | 15  | 18  | 101 | 63  | 164 | +98        | +48 | +146 |
| 計  | 15  | 116 | 131 | 163 | 124 | 287 | +148       | +8  | +156 |

②福井地区助け合い交通について、実施体制等の協議

にこっとバスの予約混雑時のお断り件数を減らし、市街地から遠い住民の移動ニーズを確保するため、平成31年度春季の実施を目指す福井地区親交会主体の「助け合い交通(自家用車を活用した町内会での送迎)」について、実施体制構築のための協議についてサポートしました(法的視点、保険、運行費用、その他)。

③生活バス路線の維持費補助

町民の交通手段として必要な生活バス路線への町の補助は、にこっとBUSの運行により、対象路線を蘭越町とニセコ町を結ぶ1路線(福井線)のみとしています。両町の路線距離に応じ、路線の運行事業者であるニセコバス(株)に国の基準に準拠して両町からバス路線維持費補助金を支出しています。

(5) 北海道新幹線及び北海道横断自動車道の建設促進

①北海道新幹線

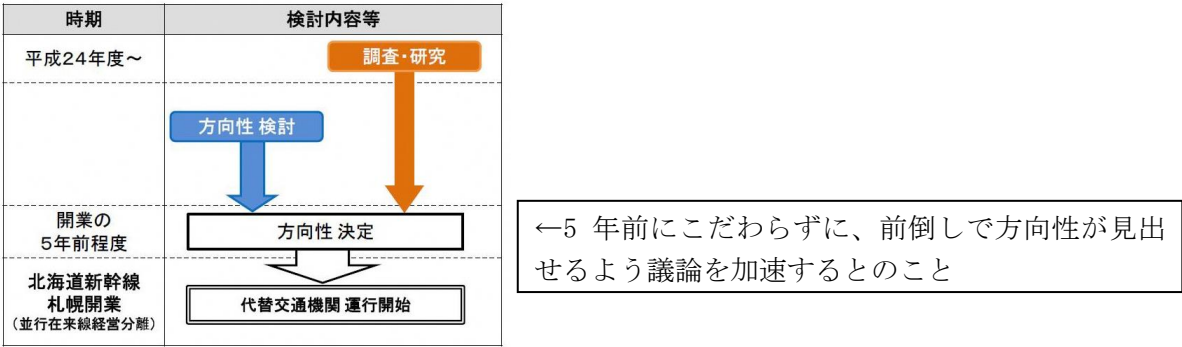
新幹線のトンネル掘削にかかるニセコ町内工事（鉄道・運輸機構）は、順調に進捗しています。

- (ア) 昆布トンネル (L=10,410m) 掘削中
  - ・桂台工区 (4,800m) 鉄建・アイサワ・福津・西江 J V 令和4年まで7/1 現在 掘削延長 4,015m (83.6%)
  - ・宮田工区 (5,610m) 鹿島・五洋・宮坂・荒井 J V 令和5年5月まで7/1 現在 掘削延長 3,918m (69.8%)
- (イ) ニセコトンネル (宮田～里見 L=2,270m) 掘削中
  - 飛島・大豊・齊藤・白木 J V H29～53 か月間7/1 現在 掘削延長 445m (19.6%)
- (ウ) 羊蹄トンネル (元町～倶知安 L=9,750m)
  - ・有島工区 (4,181m) 熊谷・不動テトラ・宮坂・橋本川島 J V 令和2年～5年掘削予定 (高砂方面からも掘削)  
※現在、仮設事務所および宿舎をニセコ中学校横の民有地へ建設準備中

北海道新幹線開業へ向けた動きが加速する中で、北海道新幹線並行在来線対策協議会、後志ブロック会議も設置されており、今後とも並行在来線の存続を求めて情報収集や意見交換等を含め、沿線各自治体連携のもと協議検討を進めます。

また、北海道への新幹線開業効果を広域波及させるため、後志総合振興局が主催する後志地域二次交通検討会議にも参画し検討を進めています。

■北海道新幹線並行在来線対策協議会のスケジュール



|         |     |                           |
|---------|-----|---------------------------|
| 平成24年   | 6月  | 北海道新幹線新函館北斗－札幌間の整備新幹線着工認可 |
| 平成24年   | 11月 | 事業概要説明。以降、測量やボーリング調査等を実施。 |
| 平成25年   | 12月 | 昆布トンネル（桂台工区）工事発注          |
| 平成26年   | 12月 | 着工                        |
| 平成27年   | 2月  | 昆布トンネル（宮田工区）工事発注          |
| 平成27年   | 12月 | 着工                        |
| 平成28年   | 3月  | 北海道新幹線 新青森・新函館北斗間開業       |
| 平成29年   | 2月  | ニセコトンネル工事発注               |
| 平成30年   | 7月  | 着工                        |
| 平成32年度～ |     | 羊蹄トンネル掘削開始予定              |
| 平成42年度  |     | 開業予定                      |

## ②北海道横断自動車道

平成23年5月に北海道横断自動車道（黒松内～余市）の計画段階評価を踏まえ、同年12月には、社会資本整備審議会道路分科会北海道地方小委員会において、2段階方式で着工する整備方針（余市～倶知安間を先行整備する案）が了承されました。

平成26年3月、同小委員会により、地域における道路の位置付けや役割を確認した上で事業実施環境（都市計画、環境影響評価等）が整っている箇所のうち、各事業の事業効果や緊急性、予算の状況等を踏まえ、国道5号の倶知安余市道路（共和～余市）が新規事業箇所として採択され、平成28年5月に着工しました。

さらに、平成28年3月、共和～倶知安間が新規事業採択となり、平成28年度から調査測量が開始されています。平成29年3月には小樽ジャンクションがフル規格による計画変更が決まりました。

なお、本町としては、採択された共和～倶知安間の早期着工を要望するとともに、倶知安～黒松内間の早期整備について、国道5号の現道活用によるスムーズな運行を可能にするため、拡幅や路盤の整備などを要望しています。今後も精力的に情報収集等に努め、早期着工へむけて取り組みを進めます。

## （6）道路など

より良い住民生活の実現と、経済・社会活動の活性化を図る上で必要不可欠な道路環境の整備と、冬期間においても安全な道路交通を推進するため、道路改良舗装事業や除雪対策事業を行い、生活環境整備に努めました。

|              |        |          |
|--------------|--------|----------|
| ・町道整備状況      | ：188路線 | 実延長180km |
| （平成31年3月末現在） |        | 改良率67.4% |
|              |        | 舗装率63.5% |

### ① 道道の整備

北海道に要望していた、道道岩内洞爺線（蘭越ニセコ倶知安線との交差点）の交差点改良工事（アンヌプリ方面から東山方面への左折車線整備）が行われました。

今後も引き続き市街地方面から東山方面への右折車線の整備を要望していきます。

### ② 町道の整備

町道改良については、ルベシベ通290m、近藤十線通145mの砂利道を舗装化するとともに、羊蹄近藤連絡線の舗装道路635mについて長寿命化対策工事を実施しました。そのほか、町道一号線の遮断工の補修、大雨による被災復旧や小規模な道路附帯工事など安全な道路交通網の整備を進めました。

### ③ 道路維持管理事業

町道における側溝の清掃、砂利道路及び舗装道路の維持補修、区画線（センターライン）補修など地域住民の安全走行確保のため、日常的に道路点検を行い道路の維持管理を実施しました。町道の草刈については、年2回を基本に実施し、一部の道路やガードケーブル周辺など、資源保全推進会の協力を得て、道路交通の安全確保に努めました。そのほか、道路維持修繕計画を策定するとともに、地方交付税の算定基礎となる道路台帳の修正委託業務を実施しています。

#### ④ 橋梁の整備

橋梁の長寿命化を図るため、平成25年度に橋梁長寿命化修繕計画を策定し、橋梁の点検・設計・工事を国の交付金事業の採択を受け施工しています。平成30年度は芙蓉橋（最終年）の補修工事と橋梁点検（12橋）を実施しました。

#### （7）河川・公園の維持管理

普通河川のパトロールを行い、強風や大雨による倒木処理など地域住民の安全・財産確保のため、維持管理を行っています。平成30年度は、第2カシュンベツ川有島遊歩道（木道）L=333mの修繕工事を行うとともに、相馬川、桧川の災害復旧工事を実施しています。

公園の管理は、農村公園（ちびっこ広場）、曾我森林公園（東啓園）、有島記念公園、有島小公園、本通小公園、ニコまる公園、キラりん公園等の維持管理を行いました。また、町内公園などの遊具点検を行い、必要に応じて修繕を実施しております。

#### （8）ヘリポートの維持管理

ニセコヘリポートは、平成30年6月末日をもって公共用としての空港を閉鎖しました。現在は、防災ヘリ、ドクターヘリなどが活用できるよう場外離着陸場として管理しています。

#### （9）公営住宅の整備

本町では、「ニセコ町公営住宅ストック総合活用計画」及び「ニセコ町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、時代のニーズにあった公営住宅への再生を進めています。平成30年度は、昭和62年に建設された新有島団地2号棟8戸の長寿命化型複合改善工事と望羊団地B・E棟のベランダ防水工事を実施しています。

##### ・町営住宅種別戸数

（平成30年度末現在）

| 種 別      | 区 分（戸数）                                                                             | 合 計  |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 公営住宅     | 本通A団地（65）、本通B団地（11）、有島団地（20）、西富団地（8）、富士見団地（36）、新有島団地（32）、中央団地（48）、望羊団地（72）、綺羅団地（20） | 312戸 |
| 特定公共賃貸住宅 | のぞみ団地（28）、本通A団地（12）                                                                 | 40戸  |
| その他      | コーポ有島（48）                                                                           | 48戸  |
| 合 計      |                                                                                     | 400戸 |

#### （10）公営住宅の維持管理

公営住宅の老朽箇所について点検確認を行い、維持管理の効率化と入居者が、安全で快適な生活ができるよう必要な修繕を行っています。平成30年度は、本通A団地4号棟の雁木部風除ドアの設置、綺羅団地ベランダの補修工事、望羊団地72戸及び有島団地8戸の火災警報器の取替工事を行っています。そのほか、中央団地集合煙突の防水、望羊団地換気フードの取替え、富士見団地プロパン庫の修繕を実施しています。

### **(1 1) 住宅における耐震改修**

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、平成19年度に「ニセコ町耐震改修促進計画」を策定し、平成28年度に計画の見直しを行っています。町民に対し、耐震改修の重要性について普及啓発を行うなど、町民が安心して生活できるまちづくりを進めるため、より一層の耐震化の促進に取り組みました。

### **(1 2) 除雪対策事業**

冬期間の安定した生活道路の確保のため、民間事業者への委託により町道12.7kmの除雪を実施しました。また、生活道路除雪費補助として、24団体に道路除雪費の一部を補助するとともに、高齢者6世帯の私道除雪を行っています。なお、平成30年度は降雪量が基準値より少なかったことから、委託料を15%減額しています。

### 3. 資源やエネルギーを地域内で上手に使います

#### エネルギー

##### (1) 再生可能エネルギーの導入促進

環境モデル都市アクションプランで計画されていたニセコ駅前周辺の熱供給を実現することを目的に委託調査を実施しました。調査内容は熱源ポテンシャル調査と熱利用システムの検討です。

熱源ポテンシャル調査では、ボーリング調査を実施し、37℃、190ℓ/分の揚湯温度、量の温泉が採取可能であることが判明しました。

熱利用システムの検討では、前述の調査結果から、利用可能な温泉量が面的に供給するためには少ないことが判明し、ニセコ駅前周辺への熱供給は断念し、既存の源泉温度が低下している綺羅乃湯で利用することが最適であるという結論に至りました。

##### (2) 住環境の整備促進

###### ①環境負荷低減モデル集合住宅整備促進事業

民間賃貸住宅の性能向上を図ることにより、環境負荷低減と生活の質を向上するため、一定の性能基準を満たした民間賃貸住宅に対する補助制度を平成30年度に創設しましたが、補助実績はありませんでした。

###### ②住宅省エネルギー改修補助事業

ニセコ町内における家庭からの二酸化炭素排出の削減を図るため、住宅の省エネルギー改修工事を行う者に対して補助金を交付し、環境負荷低減の促進を図っていますが、平成30年度の補助実績はありませんでした。

## 4. ニセコならではの環境と調和した農業をつくります

### 農林業

#### (1) 農業委員会委員の活動

平成30年度における総会は12回開催し、農地法等の法令業務である農地の権利移動についての許認可や農地転用等の業務、農業振興に関する業務である農地の利用調整等の業務を行いました。

農業委員会では、農政課などと連携を図り、農地の現状把握を行い、農地法などの関連法令の適正な運用に努めており、耕作放棄地の解消、優良農地の保全・確保などの取組みを進めています。また、農地法第4条及び第5条の権限委譲と事務委任による農地転用事務の適正な執行、農業委員会業務の「見える化」についても活動計画の策定やその点検と評価を行い、農地管理を徹底させています。農地中間管理事業や農地台帳の法制化に伴う農地状況の公開を進め、農地フル活用へ向けた取り組みを引き続き行ってきました。

平成25年度から開始した農地賃借料の一部を助成する「ニセコ町農地流動化促進事業」についても、農地の有効利用と農家経済の活性化を図るため、適正な運用を行い、営農環境改善に向けた取り組みに努めています。

持続性ある地域の発展のため、地域の担い手確保が重要と位置づけており、担い手の生活基盤の安定化を図るべく、農業や商工業従事者などの花嫁対策についても引き続き取り組んでいます。

#### (2) 国営緊急農地再編整備事業の推進

町では、優良な農地と豊かな景観を未来に引継ぎ、基幹産業である農業の振興からなる地域の活性化のため、国営緊急農地再編整備事業を強力に推進しています。

本事業では、農用地の大区画化や汎用化、水利施設の近代化を進め、農業生産の向上を図るとともに、農用地の集団化や担い手への利用集積を進めます。

平成30年度は、区画整理工事に着手して4年目となり、4年間で369haの工事を実施しました。事業主体である北海道開発局や北海道、地元促進期成会と連携し、事業の円滑な推進とともに受益者負担の軽減や通年施工時の所得補填など、国の制度を利用した対策を進めています。

また、小規模な土地改良事業や農地・農業施設災害復旧についても、湿害対策や近年の異常気象に対応するため、明暗渠掘削特別対策事業、農業用水路補修事業、農地等災害復旧単独事業など町独自の対策を推進しています。

### （３）環境と調和した安全で安心な農業の推進

環境と調和した安全・安心な農業の推進のため、土づくり実践対策を基本に良質堆肥の安定供給と土壌診断による効率的な栽培など、クリーン農業の推進と農村環境の保全、多様な農畜産物の生産・流通促進に取り組みました。

堆肥センターを核とした「地域循環型クリーン農業」の実践に重点的に取り組むため、老朽化の進んだ設備の改修、施設の維持管理、完熟堆肥購入費及び原料の確保、運搬費の助成に加え、土壌診断事業と残留農薬対策の継続を図りました。

クリーン農産物の生産と流通促進では、消費者に信頼される生産地の責任として、YES！clean など有機資源を用いた認証制度の普及を促進し、安心・安全な農産物の生産と供給実現への取組みを支援しています。本年度も、町内の約９割で取り組まれているイエスクリーン認証米の生産対策として１０アール４００円の補助に加え、低タンパク米の出荷実績に対し、６０キロ２００円の補助を実施しました。また、酒米のさらなる振興を図るため、新たに６０キロ２００円の補助を実施しました。

また、環境保全に根差した農業の確立のため、１団体（２戸の農業者で構成）が環境保全型農業直接支払交付金事業に取り組みました。

### （４）収益性の高い地域農業の確立

畑作では、土づくりを基本にした適正輪作を推進することにより、計画的な作付け、安定的な品質と収量の確保、高収益野菜などを組み合わせた経営の複合化を農業者と共に取り組んできました。土づくり、輪作の一役を担っている緑肥作物奨励事業についても引続き取り組みました。また、農業機械導入による営農効率化のため、担い手確保・経営強化支援事業（融資主体型補助事業）や畑作構造転換事業における予算確保をして、機械導入補助を実施しました。

今後も、農業者の規模拡大への支援、経営の効率化など、農業者の経営に支援する取組みを推進します。

水田では高品位米の低コストによる安定生産栽培に加えて、消費者ニーズに呼応した安心・安全ブランド「とっておき米」の酒米の「きたしずく」「彗星」の活用促進を行い、産地確立と売れる米のブランド化を引続き推進しました。

経営所得安定対策の実施については、地域農業再生協議会を交付金の申請事務や支払手続の窓口とし、販売価格が生産費を恒常的に下回っている米・麦・大豆・てん菜・でん粉原料用馬鈴薯、そば等に対する補填を行いました。

### （５）多様でゆとりある地域農業の確立

安定的な農業経営確立のためには、意欲ある担い手へ農地利用集積の促進と生産基盤の近代化が不可欠と考え、農業委員会と連携を図り、優良農地の確保や離農者からの農地のスムーズな移動など農地流動化を推進しています。

農業・農村環境の維持保全のため「多面的機能支払交付金事業（旧農地・水保全管理支払交付金事業）」を継続し、地域住民を交えた町内８地区の地域活動組織による共同活動を支援しました。

また、平坦地に比較して生産条件が不利な農地の生産活用と適正な維持管理を図る

ため、中山間地域等直接支払制度を活用し、地域活動の取組みに対して町内3地区に対し支援しました。

このほか、認定農業者や農業生産法人の育成支援等、引き続き農業経営の体質強化に努めています。

#### **(6) 地域ぐるみで担い手の確保**

農業者の高齢化の進行により、後継者や地域の担い手対策は喫緊の課題となっており、関係機関と協力して確保へ向けた取り組みを推進しています。特に新たな参入者などに対しては経営が安定し、持続的に営農していけるように育成支援を積極的に推進しました。また、就農者に対する新規就農資金制度や農業次世代人材投資資金(旧青年等就農給付金)の適正な給付、各種研修制度等の継続、中核的担い手となる認定農業者の新規認定及び更新、指導農業士・農業士の育成、農業青年会活動の促進に努めました。

#### **(7) 畜産振興**

酪農については、自給飼料基盤に立脚した安全で良質な生乳の生産と家畜改良の促進等による乳用牛の資質の向上を推進するため、酪農ヘルパー制度の運営や乳牛資質向上対策の支援、家畜伝染病対策など、引き続き良好な畜産環境の維持に努めました。また、町営集約草地と堆肥センターの維持管理を行いました。特に、老朽化が激しい堆肥センターについては、運営に支障のないよう改善を進めました。

さらに、JAようてい地域の関係者が連携して地域全体で収益性の向上を図るための広域畜産クラスター協議会に参画し、酪農事業者への支援を引き続き行っています。今後も、畜産環境の整備と生産性の向上を目指して、協議会を軸にさらなる振興に努めます。

## 5. 商工業と農業、観光業との連携を進め、地域産業の活性化を目指します

### 農林業

#### (1) 農業と観光・商業が連携した地域産業の創造

本町の「農業」と「観光・商工」部門は多面的な協力・補完関係にあることから、地域内での相互連携を強めています。平成30年度も、JA水稻生産組合ニセコ支部やニセコリゾート観光協会、田中酒造株式会社と連携し、ニセコクリーン米の地域ブランド化や地酒「蔵人衆」の販売促進を行いました。また、酒米活用の推進では、ニセコ町産酒米を活用した純米大吟醸酒「蔵人衆」、純米大吟醸「どぶろく」、新米新酒の販売、蔵人衆の「黄麹の甘酒」の販売などに取り組み、酒米の里づくりを推進してきました。

さらに、農業者の6次産業化を推進するため、6次産業化に意欲のある農業者に対し1件の助成を実施したほか、昨年度策定した6次産業化市町村戦略に基づきニセコ町6次産業化・地産地消等推進協議会を開催しました。

引き続き、ニセコ町農産物の消費拡大や地産地消のシステムづくりを推進しています。

また、ニセコ農観連携協議会を通して、国の支援を受け、農産物のブランド化、認証制度、産品開発等の事業を展開しています。

### 商工業

#### (1) 地域産業振興

平成30年度も新たな事業所等の開設が進む一方、代表者の変更や高齢化などの理由による廃業もありましたが、商工会の会員数は前年度末と同数の182事業所（3月末）を維持しています。ニセコ地域では海外資本などからの投資が進んでおりますが、引き続き地域内での経済循環を重視しつつ、ニセコ町商工会が実施する地域内事業者の経営活動への支援の取り組みについてサポートしています。また、ニセコ綺羅カード会による子育て支援事業「キッズカード事業」に対する支援を行い、利用者の拡大へ向けた商業振興を図りました。

このほかにも、中小企業の経営安定のため、金融機関や北海道信用保証協会と連携して中小企業特別融資事業を実施しています。

#### (2) 創業や事業継承の支援

地域内における経済循環を強化するため、継続して地域内に拠点を持つ事業者の増加に取り組みました。町では、国の認定を受けたニセコ町創業支援計画により、ニセコ町商工会、地域金融機関（日本政策金融公庫、北海道信用金庫、北洋銀行）、ようお願い農業協同組合ニセコ支所、(株)ニセコリゾート観光協会、小樽商科大学と連携して、創業支援相談窓口の開設、ビジネスセミナーの開催など地域内での起業意向を促進し

てきました。

また、起業や新たな事業に取り組む事業者に対し、事業所の改装等の費用の一部を助成するニセコ町にぎわいづくり起業家等サポート事業を実施し、資金面での支援を行っています。平成30年度は宿泊施設の改修1件、食肉加工場の新設1件の計2件の事業が対象となりました。

### （３）企業進出に対するきめ細かな対応

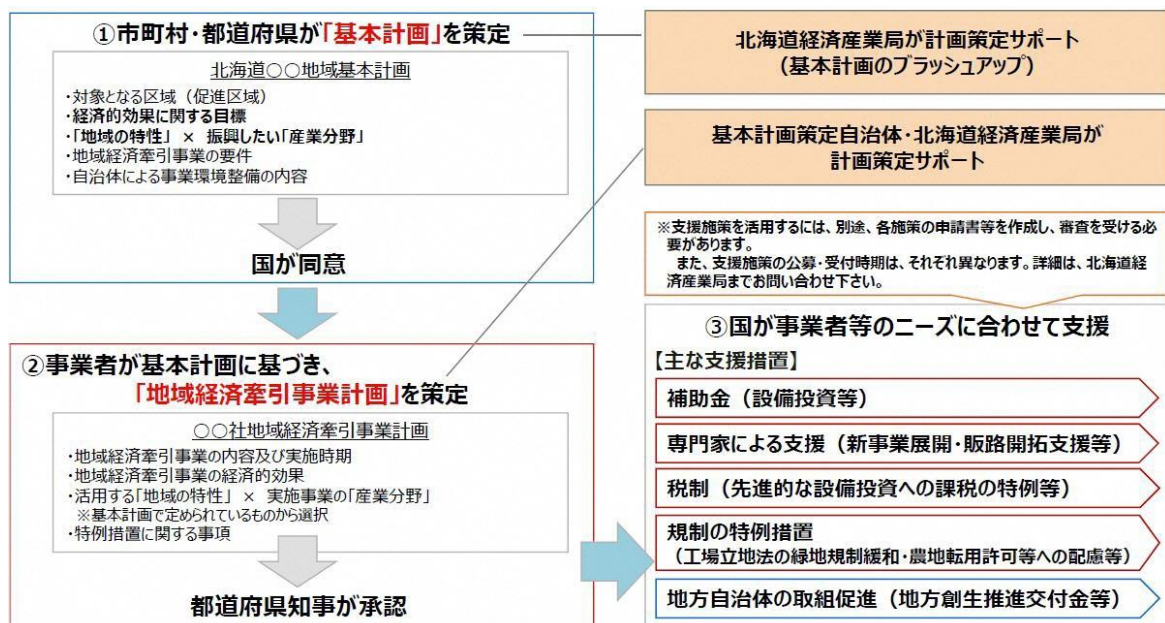
ニセコ町のブランド化が進む中で、個人から各種企業まで、ニセコ町への進出相談が増加しています。平成30年度においても、飲食店、集合住宅建設や物販など、各種企業等から相談が寄せられました。その中で、町有地の売却や貸付などにより、ニセコ町の価値向上につながる企業誘致も具体的化しています。

インフラ整備など、相談対応に当たっての課題も多くありますが、地域の経済循環、雇用創出、働き手不足の解消など、様々な観点を踏まえ、きめ細かに相談対応を行いました。

### （４）企業誘致・生産性向上の取組状況について

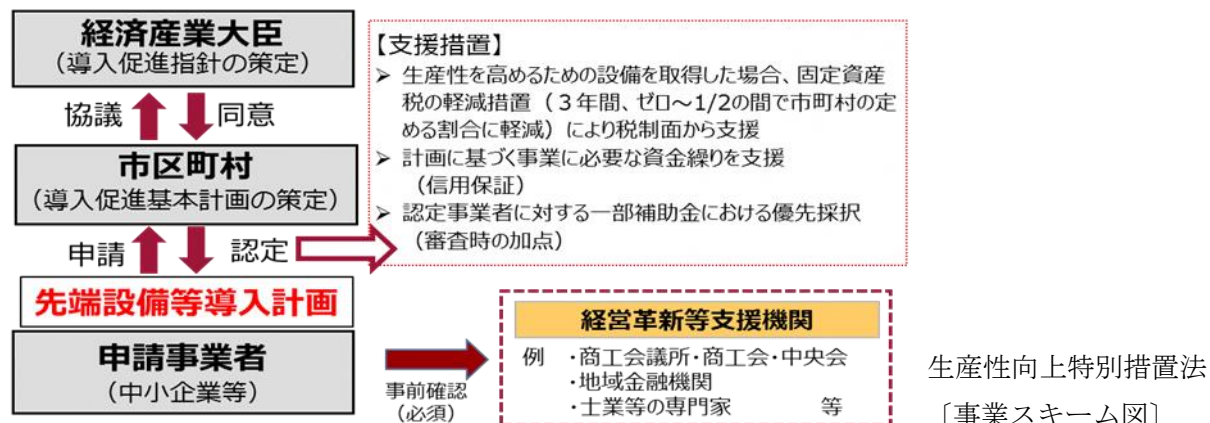
ニセコ町への企業誘致については、これまで「企業立地促進法」に基づく取組を進めており、ニセコ周辺地域産業活性化協議会及び地域産業活性化計画（基本計画）によって本地域（広域8町村）での企業誘致の体制を整えてきました。

しかし平成29年度からは、「地域未来投資促進法」による取組に移行となり、町単独として計画を策定。地域未来投資促進法では、地域の特性・強みを活用し、経済波及効果が期待できる事業を促進するものであり、本町計画においては観光関連事業を地域牽引事業と位置付けました。町の計画に基づき「地域経済牽引事業計画」の承認（北海道知事認）を受けた事業が国による補助などの支援対象となります。なお、現在、町内での「地域経済牽引事業計画」の認定はありません。



地域未来投資促進法「事業スキーム図」

さらに平成30年度には、生産性向上特別措置法による中小企業の設備更新等による生産性向上対策の取組が加わっています。ニセコ町として基本計画を策定。この計画に基づき、中小事業者が「先端設備等導入促進計画」について町の承認を受けることで、事業者は国の補助制度上の優遇や町固定資産税の減免対象（3年間ゼロ、平成30年6月議会で税条例改正）となります。なお、現在、町内での「先端設備等導入促進計画」の認定は2件となっています。



## 6. 環境や地域文化を生かした観光を進めます

### 観光

#### (1) 観光客の誘致

平成30年には167万人の観光客がニセコ町を訪れましたが、宿泊延べ数は50万泊で前年に比べて、大きく割り込みました。また、外国人観光客は13万4千人が来訪し、宿泊延べ数は21万7千泊と前年並みとなっています。

昨今、冬季間における宿泊施設の収容的な限界や価格の高騰などの課題が出てきていますが、夏休みを除く夏季間(グリーンシーズン)にはかなりの余裕があり、季節間での格差が課題となっています。特に宿泊全体が落ち込んでおり、今後グリーンシーズンの集客や観光客の入込の平準化へ向けた取り組みを強化していく必要があります。

ニセコ地域のプロモーションばかりではなく、地域情報の発信しつつ、地域課題へ向けた取り組みへ向けた着実な施策の実行により、観光客がニセコを目的地として考えてもらえるようにすることが重要となっています。

また、地域内で開催される各種イベントやMICE開催などについて支援を行い、さまざまな人が集まる仕組みづくりに取り組みました。

#### (2) ニセコ町観光魅力アップ事業

民間事業者等の活力・発案を生かし、新たな観光資源の創出や魅力向上が図られると認められる事業について補助しています。平成30年度は「フットパスセミナー」の開催に対して1件の補助を行いました。

#### (3) 観光客受け入れ環境の整備

冬季の来訪者の多くは公共交通機関を利用して来訪していますが、ニセコ駅から地域内に移動する交通手段が限られています。そのため、(株)ニセコリゾート観光協会が宿泊事業者やバス運行事業者と協力して実施する周遊バスの運行を支援し、地域内交通手段の確保に努めました。

また、現在、観光案内所は道の駅ニセコビュープラザとJRニセコ駅の2か所に開設されておりますが、引き続き、その業務を(株)ニセコリゾート観光協会に委託しました。観光協会では旅行商品販売等の業務と案内業務を組み合わせることにより、来訪者にはよりきめ細やかなサービスができるため、引き続き支援を行うこととしています。

この他にも、宿泊施設が集中する東山・アンヌプリ・モイワ地区を中心に、道路沿いに花を植栽する地域活動を支援するなど、受け入れ環境の整備について取り組みました。

#### （４）観光地の安全対策

雪崩による事故を防止し、ニセコを訪れるスキー客の安全を確保するため、雪崩情報の提供などを組織的に行っている「ニセコアンヌプリ地区なだれ事故防止対策協議会」の活動費の一部を負担しました。また、昨年度はニセコなだれミーティングに加えて、国際雪・雪崩シンポジウム in ニセコを開催し、なだれの事故防止の認識を高めることができました。

平成３０年度も引き続き、協議会で取り組む「ニセコルール」の運用の徹底した取り組みや各スキー場によるパトロールやニセコなだれ調査所による雪崩情報の提供により、雪崩による死亡事故は発生していません。今後も地域の重要なルールとして広く浸透を図り、正しい認識を醸成し、各スキー場やニセコなだれ調査所と連携していく必要があります。さらに、昨年度は雪崩事故防止等の雪氷災害防止に向けての連携協力に関する協定を国立研究開発法人 防災科学技術研究所、ニセコ町、倶知安町の三者で結び、連携協力して雪崩事故防止等の雪氷災害の防止に向けた取り組みや向上を図ることとしました。雪山の安全対策は重要な施策であり、引き続き関係機関と連携して取り組みます。

#### （５）観光振興活動、体制の支援

多くの観光客がリピーターとなるように観光地としてのクオリティを向上させるためには、地域の資源を最大限に生かし、魅力的な地域に発展させていくことが必要です。内外のさまざまな人たちが気軽に参加してもらええるための環境づくりやイベント開催に対して支援する体制づくりを行いました。

さらに、新たなニセコの魅力を創造させようと、「ニセコの星空」を題材とした観光コンテンツづくりに取り組みました。また、引き続き観光目的税の導入についての課題検討などを行いました。

#### （６）広域観光の取り組み

蘭越町、ニセコ町、倶知安町の３町による「ニセコ観光圏」による広域の取り組みを進め、ＰＲ活動や満足度調査など共通施策のほか、観光圏整備実施計画の見直しを行い、平成３１年度の計画を策定しました。

また、倶知安町と連携して進めている「ニセコ観光局」においては、MICE 事業の推進を行いました。

#### （７）観光施設の運営管理

道の駅ニセコビュープラザや綺羅乃湯、五色温泉インフォメーションセンターなどの観光施設の適正な管理運営を行い、多くの観光客が安心して快適に利用できるよう努めました。

なお、綺羅乃湯の泉源については、井戸内のパイプの腐食が著しく、このままでは使用できなくなる恐れがあるため、新たな井戸の掘削を行い、新たな泉源の確保を行いました。

## （８）観光大使等の設置

ニセコ町を応援する著名人等をニセコ町観光大使として任命しています。現在、落語家の林家木久扇さんのほか、東京ニセコ会役員１３人が観光大使として活躍しています。この他に、ニセコの温泉を広く紹介していただく温泉大使に、久世進さん（温泉アナリスト）を任命しています。

また、首都圏においてニセコ町に関わりのある人たちとの交流を促進とPRを行うため、東京ニセコ会の活動を支援しました。

## （９）中央倉庫群の再活用について

ニセコ中央倉庫群については、６棟からなる倉庫群であり、現在、３棟を民間事業者（ニセコバス㈱、㈱小森スキー製作所、㈱北海道ライオンアドベンチャー）に貸与し、１棟を役場の倉庫として使用し、残り２棟を広場と合わせて指定管理者による管理運営を行っています。指定管理者が管理運営している「旧でんぷん工場」、「１号倉庫」及び「広場」については、平成２８年７月の本格オープン以来、町内の各団体個人が各種イベントを開催するなど、地域交流施設として多様な活用がなされています。また、テレワークオフィスを整備し、都市部の企業によるテレワーク利用の増進を図っています。また、平成３０年度からは関係事業者による「ニセコ中央倉庫群連絡会議」を設置し、事業者間の連携・協力の検討の場を設けています。

### 【指定管理内容】

- ①指定管理者      ＮＰＯ法人 ニセコ倉庫邑（代表理事 松田 裕子）
- ②指定期間          平成２８年４月１日から平成３１年３月３１日まで
- ③ 対象施設          旧でんぷん工場、１号倉庫、広場

なお、令和元年度から指定管理者が変更となり、これまでの NP0 の運営による良い面を継承し、さらに子育て支援や町民利用といった機能を強化した運営を行っていくこととしています。

### 【指定管理施設利用状況】

延べ利用者数（人）

| 月   | H30   | H29    | H30 実績の主な利用                |
|-----|-------|--------|----------------------------|
| ４月  | 384   | 518    | 狩太座ライブ MINI など             |
| ５月  | 586   | 715    | 狩太座ライブ MINI など             |
| ６月  | 591   | 982    | 町内飲食店コンサート など              |
| ７月  | 506   | 1,775  | 巡回映画鑑賞会 など                 |
| ８月  | 706   | 2,911  | 小中学生まちづくり委員会 など            |
| ９月  | 1,327 | 782    | 管弦オーケストラ公演、手作り雑貨&雑貨マルシェ など |
| １０月 | 977   | 1,169  | ニセコハロウィン、エコナイトカフェなど        |
| １１月 | 504   | 935    | エコナイトカフェなど                 |
| １２月 | 460   | 857    | 狩太座ライブ MINI など             |
| １月  | 247   | 251    | 狩太座ライブ MINI など             |
| ２月  | 1,029 | 756    | ニセコジャポニカ、骨董市など             |
| ３月  | 351   | 594    | 狩太座ライブなど                   |
| 合計  | 7,772 | 12,225 |                            |
| 月平均 | 648   | 1,019  |                            |

## 7. 町民が共に学び合い、支え合う文化を育てます

### 学校教育

#### (1) 「ニセコスタイルの教育」を目指した施策展開

教育委員会では、町の教育振興政策の基本方向を定め、概ね10年間に渡る長期的な施策の柱・目標を設けたニセコ町教育振興基本計画を平成25年度（2013年度）から進めています。この計画は「平和で民主的な社会を築き、発展させる力を身につける教育の実現」及び「学びと出会いを広げ、豊かな人生を拓く生涯学習のまちの実現」を理念とし、「子どもの生きる力を育む」、「学校の教育力を高める」及び「学びの気運を育む」を基本方針として9つの目標を定め、前期5年には36施策、後期5年には25施策に取り組んでいます。

平成30年度（2018年度）は、前期5年間ににおける取組内容や目標の達成状況について整理と評価を行い、後期の5年間に実施する施策を定めました。学校教育の重点施策は、平成29年度（2017年度）に設置した幼児センターと町立学校4校を一つとした学校運営協議会（コミュニティ・スクール委員会）の着実な運営と、幼児センターから高校まで連続した一貫性のある教育活動の推進を柱に、小中学校が特に連携する「小中一貫教育」を確立することであり、その取り組みに努めてきました。

平成30年度（2018年度）の活動成果として、コミュニティスクール委員会による「スマホルール」の策定、教育委員会に配置したスクールコーディネーターを中心に、英語教育やふるさと学習の充実に取り組んでいます。

このほか、計画の進行管理においては、教育委員の学校訪問による現況把握と意見反映、外部評価の実施などを通じ、教育委員会として実効性のある取組を進めています。

#### (2) 義務教育（小学校、中学校）

各学校では、保護者や地域住民の信頼と期待に応えるべく、自校の教育方針や教育計画、活動状況などの周知、情報提供に努めるとともに、学校評価を行いPDCAサイクルによる評価結果の活用を進め、学校改善、教育の質向上に取り組みました。この中で、子ども一人ひとりの「豊かな心と健やかな体の育成」、「生活習慣と社会性の育成」、「確かな学力の育成」のための各種施策に取り組んでいます。

「豊かな心と健やかな体の育成」では、人権教育や道徳教育などの教育活動のほか、体験活動や修学旅行先等での伝統文化体験や芸術鑑賞、国の全国体力・運動能力等調査などの活用による体力・運動能力の向上に取り組みました。

「生活習慣と社会性の育成」では、挨拶活動、外部人材による様々な特別授業や職業体験、国際交流、子ども議会活動などに取り組みました。

「確かな学力の育成」では、国が行う全国学力・学習状況調査に参加し、課題の検証を行いながら指導改善・工夫に取り組むとともに、チーム・ティーチングやアクティブ・ラーニングなどの具体的な学力向上策に取り組みました。また、国語力向上のため、学校図書室の活用や朝読書、読み聞かせの活動を進めるとともに、「あそぶっ

く」の協力を得て学校図書室支援員を配置し、学校図書室の改善や選書の充実などにも取り組みました。

特色ある教育の推進においては、幼児センター及び各町立学校に外国語指導助手を配置し、英語学習指導の充実を図るとともに、平成32年度からの改訂学習指導要領全面実施を前に、平成30年度からの小学校外国語先行実施に向けた教育課程編成等に取り組みました。また、学校ICT機器の運用とこれを活用した授業づくり、一人ひとりが個性を伸ばす主体的な複式教育の実践を図りました。さらに、特別支援教育では、小・中学校に特別支援学級を設置しながら、町単独の予算措置による特別支援講師を3名配置し、学校全体での指導充実に努めました。取組の中では、ニセコ町教育支援委員会を中心とした学校間や関係機関との連携、支援の充実を進めています。

### （３）町立高校（ニセコ高等学校）

ニセコ高等学校では、町立高校であるとの自覚のもとで地域と密接に連携した教育活動を進めるとともに、農業と観光を融合した産業人を育成する教育内容の充実を図り、地域に信頼され貢献する学校づくりを進めています。平成29年度からは、家庭科選択科目にフードデザインを設けました。

農業科学コースでは、春の苗販売や農産品の販売会、農業実習などを通じ、学校と地域の交流、産業人材としての資質、能力向上の取組を行いました。観光リゾートコースでは、接遇サービスなど町内の教育力を活用した外部講師による実習や産業現場実習など通じ、社会に通用する力の育成を進めました。また、マレーシアYTLホテルズとの連携協定に基づき、2年生のマレーシア見学旅行やYTLホテルスクール生徒との交流などに取り組みしました。

部活動では、高等学校定時制通信制体育大会において、卓球個人2名と男子バレーボール部が全国大会出場を果たしました。また、農業クラブ活動では、日本学校農業クラブ全国大会の農業鑑定競技に2名がそれぞれ出場するなど、日頃の学習成果を発揮しています。

これら特色ある学校の取組みについては、活動報告会の開催やラジオニセコでの広報などにより、町民の皆さんに広くその成果をお伝えすることに努めています。また、ニセコ中学校との連携など生徒募集活動の充実を図るとともに、学校振興に資するため平成28年度から国の高等学校等就学支援金を活用した授業料収納を行っています。

### （４）その他の学校教育施策

学校教育の成果は教職員の資質・能力によるところが大きいため、教職員の資質と指導力の向上等を目的に教職員研修に取り組むとともに、飲酒運転根絶などの服務管理徹底に取り組みしました。

学校運営に関わっては、児童生徒数の増加などに対応するため、教材備品類の配置や学校行事で使用するバス借上などを行ったほか、児童生徒健康診断や就学援助制度の適切な運用も行っています。また、児童生徒の安全に配慮しながら、効率的なスクールバス運行にも努めました。

児童生徒の安全確保については、交通安全・事故防止の運動、不審者情報への関係

機関と連携した対応、「子ども１１０番の家」の協力を得た防犯模擬訓練、町の原子力防災訓練への参加などに取り組みました。このほか、ニセコ町いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止やいじめが発生した場合の適切な対処に努めるとともに、スクールカウンセラーの配置等により学校における教育相談や生徒指導支援に努めました。

#### （５）学校施設の維持整備

学校施設の維持管理、整備として、ニセコ高校屋内体育館の耐震改修工事を行い、町内学校施設の耐震化改修をすべて終えることができました。また、本改修により災害時避難場所として機能確保が図られたとともに、体育館の一般利用が可能となり、総合体育の混雑緩和にも寄与することになります。

このほか各学校施設、設備について不具合の修繕を行うとともに、計画的に教職員住宅の修繕を実施するなど適切な維持管理に努めています。

#### （６）学校給食の充実

おいしく安心・安全で、栄養バランスを心がけた給食の提供に努めている給食センターでは、小学校から高等学校までの児童、生徒、教職員等に対し約１００，８００食（１日当たり約５２０食）の給食を提供しました。

使用する食材については衛生管理や安全確保はもとより、地場産の食材の積極的な活用を図ってきました。昨年度も、地元農家の協力により「キャベツ・小松菜」などを冬季に使用し、旬の時期の野菜や「メロン」などの果物も取り入れ、地場産野菜や山菜の献立も多く実施しました。

安心した給食の提供を積極的に行うため、安心できる産地食材の仕入れに努め、放射能の安全性にも留意し、安心した給食の提供を積極的行いました。

また、栄養教諭による児童・生徒への栄養指導や「食育」に関する啓発に努め、望ましい食習慣を身につけ、食への関心を高めるよう努めるとともに、アレルギー児童に対し学校と保護者の連携を密にした対応をしました。

平成２１年に新築したことを機会にドライシステム（床面乾燥方式）化された調理場は、衛生的であり、調理器具の電化による作業の効率化と安全性の向上、維持コストの軽減が図られていますが、永く効率的に給食を提供できるよう、施設や調理場の機器の点検を定期的に行い、劣化による更新、修理などの維持管理に努めました。平成３０年度は、食材の搬入口である検収室に遮光シートを貼り室内が高温にならないよう衛生管理対策を行いました。

今後も児童生徒数の増加に対応した計画的な施設設備の検討を行い、整備すると共に、文部科学省の「学校給食衛生管理基準」を遵守し、より安全で安心、衛生的な給食の提供に配慮します。

## 社会教育

### (1) 青少年健全育成、社会教育

生涯学習社会の実現のためには、町民の自主的、自発的な学習意欲こそが地域づくりの根幹を成すものといえます。平成30年度は、第6期ニセコ町社会教育中期計画（平成27～31年度・3年次目）並びに執行方針に基づき社会教育事業を展開しました。第6期社会教育中期計画では、これまでの対象年代別の領域を見直し、より優先順序の高い内容のものを領域として整理し各種事業を展開します。

子育て支援体制の充実では、放課後の子どもたちの居場所づくりとして放課後子ども教室を前年度から引き続き週2回開催し、国際交流員による英会話交流事業の「ファンイングリッシュ」を新たに行いました。親子のふれあいや学習機会の場として各小中学校下において家庭教育学級、親子スポーツ教室の開催、子育てサークルへの支援の他、PTA連合会への支援など親と子の繋がりを深める家庭の教育力向上に努めました。

読書活動については、NPO法人あそぶっくの会が指定管理者として運営している学習交流センターを核として事業を展開しています。あそぶっくの会では、図書活動の充実を図るとともに、講演会など年間を通じてさまざまなイベントや行事を展開しています。これらの事業は利用者からの評価も高く、町民が集う交流施設として町民に浸透しています。また、「第2次ニセコ町子どもの読書活動推進計画」（平成30～34年度）を策定し、これらに基づき読書習慣、読書環境の整備を引き続き進めています。

多文化が交流する機会の充実として、各種スポーツ活動や有島記念館を中心とした芸術・文化活動のほか、青少年への芸術（音楽）鑑賞機会の提供、北海道が主催する中学生・高校生の研修事業への参加奨励を行っています。

地域を知る機会の充実では、豊かな心とたくましい青少年の育成に取り組むため、滋賀県高島市を訪問する「少年洋上セミナー」並びに鹿児島県薩摩川内市青少年フレッシュ体験事業の受入れを行い、異なる地域の文化・歴史を学びリーダーの育成を図るための交流や学習を深めました。

この他、小学生を対象としたヘリコプター体験搭乗事業など、ふるさとを知るための取り組みを行いました。

高齢者の健康増進と見聞を広げるため、本年度も寿大学学習会を毎月1回開催し、運動会や研修旅行など、仲間と楽しく学習し交流する機会を設定しました。

## 芸術・文化

### (1) 芸術文化活動を支援する

豊かな感性や創造性を育む芸術文化の普及・啓発に努める活動の核となる有島記念館では、有島武郎生誕140周年・有島記念館開館40周年記念事業として、藤倉英幸展をはじめとする企画展を開催したほか、第30回目となる有島武郎少年公募絵画展では227点の応募から100点の入賞・入選作品を選出し、11月3日に表彰式

を行いました。

その他、企画展示に合わせて作家による講演会やギャラリートークの開催のほか、西富遺跡見学会、植物観察と鉄道遺産を巡る地域お散歩ツアーや宮山登山会などの町内探索を行いました。

芸術鑑賞機会の提供として、「能登谷安紀子 弦楽アンサンブルコンサート」、「野瀬栄進ジャズピアノコンサート」ほかを開催しました。

有島記念館では、これら一連の取組により、平成27年度には、入館者数が9年ぶりに1万人を超え、平成30年度においても前年度を上回る13,081人が来館し、広く有島の啓蒙と芸術文化の振興に資することができました。

有島記念館の活動以外では、町内児童生徒が書写・絵画・工作による作品発表の場として児童生徒作品展を文化まつりと同一日程で開催しました。

さらに、町民一人一人が自ら行う芸術や文化活動をより一層推進するため、文化協会、文化まつりへの支援などを積極的に行い、多くの町民の方に芸術に触れる機会を設けています。

## スポーツ

### （１）気楽にスポーツができる仕組みを拡充する

社会体育事業では、各種スポーツ活動を通して、地域コミュニティー活動の推進や健康増進、余暇時間の充実、スポーツ活動の日常化などに努めています。

各種スポーツ大会は、前年度の反省をもとに各チームの意見やスポーツ推進委員の意見を反映しながら実施しました。また、各種スポーツ教室は、「1年生の水泳教室」など対象者の年齢層や体力、目的に応じたスポーツ教室を開催し、多くの町民が参加し満足できるように努めました。

さらに、元陸上短距離日本代表選手などスポーツ競技において、トップアスリートとして活躍してきた人を講師に招き、子ども達に対してスポーツ技術の指導や進路学習などの教室を開催しました。

また、冬季札幌オリンピック・パラリンピック招致に向けて、札幌市他関係自治体と連動して、活動を進めました。

地域特性を生かしたスポーツ活動として、町内3スキー場のご協力と町からの補助額を増額することで、子どもたちのスキーリフトシーズン券購入価格を安価にすることができ、多くの子ども達がシーズン券を購入しスキーやスノーボードといった、ニセコならではのウインタースポーツを気軽に楽しむことができるようになりました。

体育協会では、スポーツ少年団の活動を含め各競技団体での練習、大会参加、指導者育成、大会の開催などニセコ町のスポーツ活動の軸となり活動を行っています。特に、積極的な少年団活動を支援するために、活動費に対する補助を行い、子どもたちのスポーツ活動を応援してきました。

第36回目を迎えたニセコマラソン大会は、マラソンフェスティバル実行委員会が町の補助金を受け、スポーツ振興とニセコ町を広く道内外にPRする活動として、1,399組の参加のもと開催する事ができました。

## 8. 健康寿命を延ばして人生を楽しみます

### 健康・医療

#### (1) 健康づくり

誰もが心身ともに健康で笑顔で暮らせるために、健康づくり対策の充実など必要な対策を講じ、高齢者が安心して暮らし、子ども達が健やかに成長できるよう健康づくり事業の向上に努めています。

##### ①成人の各種健康診査

30歳以上の方を対象に、内臓脂肪症候群の増加を防ぎ、生活習慣病の予防のための特定健康診査と各種がん検診を実施しました。

特定健診の受診者数は294名で受診率は28.3%となりました。引き続き受診率の向上に努めて行きます。

また、がん検診推進事業として、子宮がん検診無料クーポン券、大腸がん検診無料クーポン券、乳がん検診無料クーポン券を配布し、がん検診受診率の向上に努めました。

各クーポン券利用者は子宮がん検診11.5%、大腸がん検診7.7%、乳がん検診22.6%となっています。

##### ②乳幼児の健康診査

乳児・1歳6か月・3歳児など成長の節目となる時期の健康診査を実施し、それぞれ対象児の77.7%、68.1%、76.9%の乳幼児が受診しました。

就学前の相談機会としても実施している5歳児健康診査について、69.1%の幼児が受診しました。

健診未受診や発達支援の必要な乳幼児へは訪問支援や相談を行い、子育て支援センターと連携して健康管理や育児支援に努めました。

むし歯予防対策では歯科検診やむし歯の予防指導、フッ素塗布事業を年間2回実施し、継続した検診とブラッシング指導を行いました。

また、フッ化物洗口に於ける予防は、幼児センターにおいて年中児、年長児を対象に71人中33人が実施しました。

ニセコ町の1歳6か月児のむし歯罹患率（虫歯をもっている割合）は3%、3歳児は9%とむし歯の無い子が多い状況を維持しています。

##### ③管理栄養士の配置

管理栄養士による生活習慣病予防や改善を目的とした料理教室を年2回、食の安全安心教室を1回開催しました。また、食生活についての相談事業を行い、食を通しての生活習慣改善に向けた取組みを進めました。

#### ④妊婦さんの健康診査

妊婦健康診査では、すべての妊婦さんに14回の定期健康診査と、これに伴う6回の超音波検査を助成しました。妊婦1人平均11.6回の助成券利用があり、妊娠中の健康管理と、経済的負担軽減に役立てていただいています。

#### ⑤不妊・不育症治療への助成

保険適応外の特定不妊治療と、新たに不育症治療を受けている世帯に対して自己負担の一部を助成する制度を設けました。

該当者は北海道の助成対象者となっていることが条件ですが平成30年度は申請者がいませんでした。

#### ⑥健康づくりの啓発・訪問相談事業

介護予防の視点からも働き盛り期の健康づくりが重要なことから、健康運動教室を年16回開催しました。参加者からは運動の楽しさや継続することによる効果を実感されていました。

また、遠隔健康相談を社会福祉協議会への補助事業として継続実施しており、参加者の血圧が下がる、運動歩数が上がるなど健康管理の効果が上がっています。

地区巡回健康教室は8地区57人の参加を得て開催し、地区内の交流と健康意識の向上を図りました。

#### ⑦こどもの予防接種

乳幼児期の定期予防接種では対象児の平均接種率が72.3%となっています。19歳未満の方の季節性インフルエンザ対策では、ワクチン接種費用の一部について助成を行い、接種率は34.6%となっています。

#### ⑧大人の予防接種

季節性インフルエンザ対策として、19歳～64歳の非課税世帯対象の方と65歳以上の高齢者の方を対象に、ワクチン接種費用の一部助成を行い感染症の予防に努めました。65歳以上の方の接種率は、45.5%となっています。

また、高齢者肺炎球菌ワクチンについても前年同様に接種費用の一部助成を行いました。接種率は34.5%となっています。

#### ⑨健康づくり推進活動

ニセコ町民健康づくり推進協議会や保健委員会を開催し、健康づくり推進など意見交換を行い健康づくりの知識普及を図りました。

#### ⑩保健医療施設整備

町民が安心して、必要かつ質の高い医療が受けられるよう、倶知安町を中心として近隣町村とともに、救急当番病院の開設費や訪問看護ステーション運営費などの助成をし、救急医療や在宅ケアの充実を図りました。

### ⑪エキノコックス感染防止対策

本年度も町民有志の方々の協力をいただき、ベイト（虫下しを混ぜたキツネの餌）散布によるエキノコックス駆除事業を年7回実施しました。また、感染状況調査を秋に1回実施し、その結果抗原陽性率（キツネのフンにエキノコックス成虫が出している排出物があるもの）は13%となっています。キツネの移動による一時的な陽性率の上昇と見られており、今後も広域的な取組みが必要と考えられます。

### （2）国民健康保険事業

国民健康保険事業は、平成21年から後志広域連合での広域行政として運営がはじまり、平成30年度からは北海道が保険者となりましたが、窓口業務、保険税賦課徴収事務、特定健診事務等は引き続き町が事務を行っています。

特定健診については、1日簡易ドックの受診者と合わせ294人が受診し、そのうち5人に保健指導を行っています。

国保会計の状況について、平成30年度は財政運営が安定していたことから一般会計からの任意繰入は行っておらず、また、一般会計へ16,200,000円の繰出しと国保基金への16,200,175円の積立を行いました。年度末現在の基金残高は、32,524,789円となっています。

#### 国民健康保険の被保険者数、医療給付費など

| 区 分         | 実 績       | 対前年比     |
|-------------|-----------|----------|
| 被保険者数       | 1,488人    | 51人減     |
| 保険医療給付費     |           |          |
| 給付件数        | 15,989件   | 83件減     |
| 給付金額        | 3億3,776万円 | 3,870万円減 |
| 1人当たりの年間医療費 | 23万円      | 3万円減     |
| 高額医療費       | 5,466万円   | 580万円減   |
| 整体や鍼灸などの療養費 | 158万円     | 1,709万円減 |

### （3）後期高齢者医療事業

後期高齢者医療制度は、平成20年から北海道後期高齢者医療広域連合が保険者となって制度を運営しています。医療機関での窓口負担を除いた医療費のうち、約5割は税金で、約4割は若い世代の方が加入する医療保険からの支援金で、約1割は高齢者の方の保険料で賄われ、国民みんなで支え合う仕組みとなっています。

医療制度では2年ごとに保険料率を決定することになっており、平成30年度の保険料率は、均等割50,205円（平成28・29年度49,809円）、所得割10.59%（平成28・29年度10.51%）となっています。

平成30年度の決算状況は、広域連合への負担金5,301万円、事務経費112万円、保険料の還付金18万円となり、会計の歳出額は5,431万円となりました。

#### （４）医療に対する各種給付事業

子どもの健康増進と子育て世帯の保護者負担の軽減を図るため、こども医療給付事業の対象年齢を平成２９年１０月から１８歳まで（一部非該当条件有）に対象者を拡大しています。平成３０年度に支払った医療費は前年対比１３万円増の１，２６３万円となりました。

また、北海道医療給付事業により実施している重度心身障がい者医療給付事業及びひとり親家庭医療給付事業については前年対比４６万円増の８２７万円となりました。

未熟児養育医療給付事業は、平成２５年度から北海道から委譲された事業で、平成３０年度については前年対比１３万円増の２３万円となりました。

### 高齢者福祉

#### （１）高齢者の福祉

平成３０年度から３年間の計画となるニセコ町第７期高齢者保健福祉計画に基づき、高齢者が自立して暮らすことができる健康づくり、高齢者が安心して生活できる支援体制づくり、高齢者がいきいきと暮らせる生活環境づくりを基本目標とし、高齢者福祉の推進に取り組みました。

具体的な事業として、住宅改修の上乗せ助成、福祉灯油の助成、私道除雪サービス、高齢者住宅前通路除雪費扶助、綺羅乃湯入館料の助成、高齢者緊急通報装置の貸し出し、喜寿・米寿・白寿の節目に長寿祝金の支給、敬老会の開催、老人クラブや高齢者事業団への運営費補助、老人福祉施設入所費扶助など高齢者福祉の充実に努めました。

地域福祉の活動拠点である社会福祉協議会への委託事業では、高齢者の自立した生活を支援するため、除雪派遣サービスや配食サービス、軽度生活支援（ホームヘルプサービス）事業、移送サービス事業を継続して実施しました。

認知症高齢者の重度化防止や家族介護の負担軽減を図るため、介護スタッフのケアを受けて少人数で共同生活を行う高齢者グループホームについては、１８ユニット全てが利用されていない期間があり、運営に必要な経費について平成３０年度もニセコ福祉会へ補助し、安定的な運営が行われるよう支援しました。

#### （２）介護保険事業

高齢者の多くは、長年生活してきた地域で暮らし続けることを望んでおり、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、介護予防事業を中心とした運動教室（貯筋教室）、高齢者向け健康教室、家族介護教室を開催するほか、高齢者声かけ支援事業、救急医療情報キットの配布、虚弱高齢者への訪問支援事業を実施し、介護予防の充実に努めました。

平成３０年度介護保険事業の後志広域連合負担金の合計額は、６，０６８万円となっています。内訳は、在宅・施設サービスなどの介護給付費の町村負担金４，６３３万円、介護予防事業費及び包括的支援・任意事業費３９２万円、介護認定審査会経費２４０万円、事務費等７７８万円、低所得者保険料軽減負担金２５万円となっています。

また、意思能力の継続的な衰えが認められた場合に、法律的に支援する成年後見人制度について、ニセコ町とニセコ社会福祉協議会が委託契約を結び、ニセコ町生活サポートセンター業務として成年後見制度の普及などを推進する体制を整備しました。

## 9. 顔が見える相互扶助の地域社会をつくります

### 高齢者福祉

#### (1) 国民年金に関する事務

法定受託事務により市町村が窓口となって国民年金の加入や異動届、免除申請や年金裁定請求の手続きなど適正な事務処理をするとともに、広報ニセコや移動相談会を活用した啓発や相談業務に努めています。

本町における国民年金保険料の平成30年度の収納率は、76.06%で前年度より1.01ポイント増加し、小樽年金事務管轄と比較すると4.12ポイント上回っています。

・国民年金1号被保険者該当年間被保険者数：750人（前年度762人）

### 児童福祉

#### (1) 幼児センター「きらっと」の運営

乳幼児期の子ども達が健やかに成長する環境をつくるため、幼稚園、保育所、子育て支援機能の一元的な運営を行い、家庭や地域との連携を図り幼児一人ひとりの健やかな心身の育成のため、保育・幼児教育の総合的な指導に努めています。

平成30年度においても、保育の資質向上のため指導主事を招いての保育公開研修や外部講師を招いての園内研修、各種研修会への積極的参加など、研修内容を共有し保育の充実に努めました。また、学校評価を踏まえたセンター運営を進めました。

クラス運営では、3歳児の園児数が年度途中で増え複数担任配置となり、より安定した環境で保育を行うことが出来ました。

支援を要する幼児については、継続して保護者との連携を密にして支援計画を作成し、また、補助教諭の適切な人員配置及び関係機関との連携を図りながらより良い特別支援の推進に努めました。合わせて、乳幼児の成長や発達の連続性を確立するため、保健師や小学校との連携も深めました。

子育て支援センター「おひさま」は、地域の子育て支援拠点となり、安心してゆとりを感じられる子育てができる環境を整えるため、子育て相談や情報提供、保護者が参加しやすい内容や子育てに役立つ内容を考慮した各種講座など積極的に実施しました。また、子育ての理解を深めたりリフレッシュする場の提供のほか、一時預かり保育及び休日保育事業の実施など子育て中の保護者への支援に努めています。

平成30年度は支援センターを利用している保護者の方の協力を得て、現在のニセコ町の状況に合わせた子育てマップ改訂版を発行することが出来ました。今後も、子育てが楽しく行えるような支援を進めていきます。

## （２）母と子の子育て教室・相談事業

すこやかな成長と子育ての学習や交流を目的に育児セミナーを２回開催し、延１８人の参加者がありました。

管理栄養士による講話を行い、保護者の子育て不安の解消に努めました。また、乳幼児健康相談を２回実施しており、対象者の６７％の参加があり、発育の相談や専門機関への紹介、幼児センターや子育て支援センター、発達支援センター（倶知安）と連携しながら保護者とともに乳幼児のよりよい発達支援を行いました。

## （３）児童福祉・ひとり親福祉

児童福祉について、平成２７年度に策定した子ども・子育て支援事業計画に基づき、新たな安心して子育てできる環境づくりに努めました。

近年の児童数の増加に伴い、子どもの放課後などの居場所づくりとして開設している「ニセコこども館」では、学童保育と放課後子ども教室が一体となって活動することにより、子育て環境の充実が図られています。

仕事などで保育に専念できない家庭にかわり、小学校１年生から６年生までの児童を、主任支援員３人補助支援員４人の体制で学童保育事業を行いました。

また、年末年始の観光関連に従事する方の児童のあずかり事業として、子育てママの会が主催する子ども会に対し補助金を支出しました。

ひとり親福祉対策では、低所得世帯に対する福祉灯油の助成を継続して実施しました。

# 障がい者福祉

## （１）障がい者福祉の充実

平成２５年４月に施行された障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）並びに平成３０年度から始まる第３次ニセコ町障がい者計画・第５期障がい福祉計画に基づき、「障がいのある人の人権が尊重され、自分らしく自立して暮らせる共生のまちニセコ」を基本理念として、障がい者自らがサービスを選択利用する訪問系支援（ホームヘルプ）、日中活動系支援（就労移行支援、就労継続支援、短期入所支援）、居住系支援（グループホーム、施設入所支援）や身体障がい者（児童）補装具の給付、重度身体障がい者日常生活用具給付を行いました。

また、障がい者への福祉事業として、じん臓機能障がい者通院費、障がい者福祉施設通所費、心身障がい児の療育施設通園費に対する費用の一部助成、障がい者及び介護者に対する綺羅乃湯入館料の一部助成、重度障害者タクシー料金扶助を行い、障がい者の立場に立った支援体制の充実を図りました。更に、知的障がい者福祉の充実を図るため地域活動支援センター（生活の家）に対する運営費の助成の拡大と福祉団体である身体障害者福祉協会に対して引き続き助成を行いました。

## 10. 災害に強く、安心して暮らせる地域をつくります

### 防災・防犯

#### (1) 交通安全運動の推進

町は、各関係機関・団体と連携を図りながら、各種交通安全対策や交通安全運動を実施しており、その運動を支える2つの団体（ニセコ町交通安全推進委員会、ニセコ町交通安全協会）の活動費に対し補助を行っています。

各団体は連携し、ニセコ町交通安全指導員協力の下、年間6期の交通安全運動や朝の街頭指導、交通危険箇所への交通安全旗及び看板設置、交通安全啓発活動等を実施しています。

本町においては、平成30年に死亡事故などの重大交通事故は発生しておりませんが、引き続き、町民のみならず通過車両に対しても交通安全対策の積極的な推進に努めます。

#### (2) 街路灯の維持

町が所有している街路灯の電気料は、LED化したことにより平成27年度と比較し約30%の削減となっています。また、自治会等が管理している街路灯の電気料に対し60%以内の額を助成しています。

・街路灯の設置数 町管理：406基、自治会等管理：270基、計：676基

#### (3) 街路灯の整備（LED推進）

平成24年度から社会資本総合整備事業を活用して、町内の街路灯のLED化を進め、平成27年度に完了しました。平成30年度は、町所有街路灯2基を新設し、自治会が新規に設置する街路灯1基に対して、75%以内の額を補助しています。

#### (4) しりべし弁護士相談センターの運営

法律相談は管内各町村が負担し岩内町で地域の法律相談窓口の確保を図っています。

平成25年10月より札幌弁護士会地域司法対策員会主催による無料法律相談会がニセコ町民センターを会場に毎月第1、第3火曜日の2回（後志地域9町村）で開催されています。

#### (5) 原子力防災への取り組み

##### ①地域防災計画（原子力防災計画編）の実効性を高めるための取り組み

東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故後、国の「原子力災害対策指針」に基づき、ニセコ町防災会議・原子力専門委員会での討議を経て策定しました。

また、地域防災計画（原子力防災計画編・退避等措置計画）」について、本年度3月に改定し、北海道並びに関係市町村との連携を一層強めて、本計画の実効性を高めるための協議・検討を進めています。

## ②北海道原子力防災訓練の実施

北海道並びに本町を含む後志管内13町村が実施主体となり、平成24年度から引き続き7回目の北海道原子力防災訓練を10月22日（月）に意思決定訓練及び実動訓練を実施しました。

本町では、ニセコ福祉会、ニセコ生活の家、ニセコ医院、ラジオニセコ他関係機関等の協力を受け、災害対策本部等設置運営訓練、緊急事態応急対策等拠点施設（OFC）運営訓練、緊急時通信連絡訓練、緊急時環境放射線モニタリング訓練、住民等避難訓練、広報訓練、原子力災害医療活動訓練、防災教育など、多数の方が参加しました。今後も町民参加の実践的な訓練となるよう内容の工夫に努めます。

## ③泊原子力発電所の安全対策の確認

泊原子力発電所の安全対策工事の進捗状況等、安全確認に関する情報の収集を踏まえた原子力防災行政の推進を図ることを目的として、5月～3月の計4回視察対応しました。

## （6）防災力の強化と防災資機材の充実

防災対策の担当として、役場総務課内に、参事1人、係長1人、係2人を配置し、庁内職員が連携のもと、自然災害対策並びに原子力防災対策に備えました。

平成22年度から防災資機材の整備充実を進めていますが、平成30年度は、原子力防災対策費補助金を活用して、備蓄食料品・飲料水、ポータブルストーブを購入しました。

この他、原子力防災訓練、防災ラジオ起動訓練等災害発生時に的確に対応するための取り組みを行いました。

空間放射線量の測定及び公表については、北海道が設置する環境放射線モニタリング機器で測定を行い、その結果を町公式ホームページ及び広報「ニセコ」で行いました。

## （7）消防力の強化

羊蹄山ろく消防組合では、消防体制の充実を図り地域のみなさんが安心して生活ができるように消防力強化に取り組んでいます。

ニセコ支署においても計画的な機器の更新を行うとともに、婦人消防クラブ、少年消防クラブの育成に努め防災意識の向上を図っています。

また、平成30年度には少年消防クラブの活動が認められ「優良少年消防クラブ」として消防庁長官賞を受賞しました。

## （8）消費者保護の取り組み

平成22年からニセコ町、京極町、喜茂別町、留寿都村、真狩村、蘭越町、黒松内町の7町村の共同運営により、消費者からの相談を公正な立場で対応する「ようてい地域消費生活相談窓口」の設置並びに専門相談員を配置し、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなどの業務を行っております。ニセコ町役場内に窓口

や相談ダイヤルを設け、専門の相談員により相談やあっせんなどの業務を行い、昨年度は66件の相談を受けており、今では地域にとってなくてはならない大切な窓口の一つとなっています。

#### **(9) 防災拠点としての役場新庁舎**

役場新庁舎は、町民が気軽に訪れる施設であると同時に地域総合防災対策として、災害時にも対応できる防災拠点とて役割を果たすことから、これまで基本設計及び実施設計を実施してきました。

令和元年度から2ヵ年かけて、新庁舎建設工事を実施します。今後も起債、その他補助金等活用が可能な制度の動向に注視をしながら、健全な財政負担を基本とした役場新庁舎建設を実施します。

## 1 1. 住民みんながまちを考え、活動します

### 住民自治

#### (1) ニセコ町総合計画とニセコ町自治創生総合戦略の推進

第5次総合計画(平成24年度から12年間)では、ニセコ町が進むべき道筋をビジョンとしてまちづくりの方向性を示し、町民目線から見た計画推進を行っています。

自治創生総合戦略(平成27年度から5年間)では、地域資源を守るとともに、地域経済を豊かにし資金や人材を呼び込むための地域経済戦略として、町内外から担い手を確保し戦略を推進します。

なお、自治創生総合戦略では進捗管理や検討の場として、自治創生協議会を設置してPDCAサイクルを展開しています。

また、自治創生の浸透を図るため、平成30年度は下記の講座等を開催しました。

- ・「みんなで考える地域運営セミナー」(平成30年9月20日開催 42名参加)
- ・「女性の再就職・チャレンジ支援セミナー」(平成30年10月26日開催 8名参加)
- ・「地域で実践!SDGs」(平成30年12月3日開催 29名参加)

#### (2) ニセコ町まちづくり基本条例の見直し作業について

ニセコ町まちづくり基本条例(以下「条例」という。)は、条例が現在の住民自治に相応しいものであり続けるために、4年に1度見直し作業を行っています。平成29年度が見直しの年でしたが、ニセコ町まちづくり基本条例検討委員会の議論が長期に亘ったため、平成30年度に答申を終えました。なお、今回、条例改正はなかったものの、条例の運用について、各種課題の指摘がありました。

#### (3) SDGsの取り組みについて

SDGsとは、「持続可能な開発目標」として、2015年9月の国連サミットで150を超える加盟国首脳の参加のもと、全会一致採択された『持続可能な開発のための2030アジェンダ』(行動計画)にて記載された、2016年から2030年までの国際目標です。ニセコ町がこれまで取り組んできた情報共有・住民参加による自治の実践、自然環境・景観対策や環境政策、稼ぐ力の強化、地域経済循環などの取り組みは、SDGsと同一線上のもので「ニセコ町のまちづくりと親和性が高い」ものと考え、その取り組みをこれまでのまちづくりとともに推進していくこととし、平成29年度から準備を進めてきた結果、平成30年6月、国から「SDGsモデル都市」の選定を受けました。

平成30年8月には「SDGs未来都市計画」を策定し、住宅不足や働き手不足の解消、エネルギーの有効活用などを目指して、「NISEKO 生活モデル地区構築事業(SDGsモデル事業)」に取り組むこととしました。この事業は市街地近郊でエネルギー、景観、自治活動などに配慮した街区整備を行うもので、平成30年度には、基本構想の策定や、地元工務店を対象とした研修会を行いました。

また、SDGsについて理解を深めるとともに、一人ひとりの行動や多様なパートナーシップの構築に結び付けていくため、上記のSDGsモデル事業の内容を含め、以下のとおり、広報・普及啓発活動を行っています。

- ・広報ニセコでの特集記事掲載（2回）
- ・もっと知りたいことしの仕事にSDGs説明やSDGsのゴールを掲載
- ・まちづくり町民講座（関連するもの含め3回）、住民説明会（3回）の開催
- ・SDGs企画展示（町文化まつりに併せ）の実施
- ・雑誌等への掲載、フォーラム等への登壇、視察受入

#### （４）情報公開、個人情報保護

情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき、町民のみなさんの知る権利を保障するとともに、個人情報が適切に保護されように必要な対策を取っています。また、長が行う情報公開に対する不服申立てが生じた場合の情報公開審査会、個人情報の取扱に対する諮問等を行う個人情報保護審査会を設置し適正な運用を図っています。

なお、情報公開及び個人情報の運用状況は、6月のニセコ町議会定例会に報告するとともに、広報「ニセコ」7月号に掲載しています。

#### （５）広報広聴活動

町の広報広聴活動は、ニセコ町まちづくり基本条例に規定する情報共有や住民参加の機会を確保する大切な活動として工夫、改善しながら取り組みを進めています。

##### ① 広報紙、予算説明書

広報「ニセコ」、予算説明書「もっと知りたいことしの仕事」は、町民のみなさんからの意見を伺い内容の工夫を行いながら、町の説明責任を果たし情報共有を進めるために継続発行しています。

##### ② 町公式ウェブサイト（インターネット）の状況

システムの老朽化等により、平成30年3月27日より、新たなウェブサイトを公開しています。

|           | 2017年度  | 2018年度  | 増減   |
|-----------|---------|---------|------|
| ページビュー数   | 806,083 | 968,427 | 120% |
| セッション数    | 599,096 | 727,209 | 121% |
| 平均セッション時間 | 1分24秒   | 1分9秒    | 82%  |

##### ③ まちづくり町民講座等

町の主要課題を自由に話し合う場として、平成30年度のまちづくり町民講座は7回開催しました。本年度は、冬季オリンピック・パラリンピック、役場新庁舎の建設、省エネ住宅建設などをテーマに開催し、150人が参加しました。

まちづくり懇談会については、町内13会場で開催し、延べ178人の参加をいただき110件の意見や要望を受けました。このほか、こんにちは町長室やおばんです町長室を開催しています。

#### ④ 各種団体等視察の受け入れ

自治体間の視察は、優れた取り組みを学びあい、その取り組みを今後の仕事に取り入れる好機となっており、行政特有の取り組みです。

ニセコ町では上記のほかに、町のPRとブランド化の推進、本町職員のプレゼンテーション研修の場として、各種視察を受け入れています。

平成30年度はJICAなど海外からの視察も含め39団体729人の視察を受け入れています。

### (5) まちづくり活動

#### ①まちづくり委員会

「まちづくり委員会」は、ふるさとづくり基金の使途協議を通じ、まちづくりに取り組む町民への支援策を考えていく場となっています。平成30年度は基金の新たな仕組みづくりを検討しました。同時に、まちづくりに関わるさまざまな課題や主な事業の方向性などを自由に検討する場として機能しています。

また、小中学生による「子どもまちづくり委員会」は、教育委員会が取り組む「子ども議会」と共に、子どもの社会参画を育む場として継続した取り組みを進めています。平成30年度は、ニセコ町を視察して回り、PRポスター作りに取り組みました。

#### ②ふるさとづくり寄付

ニセコ町ふるさと寄付条例は、まちづくり基本条例（第14条及び第50条）で規定する町内外の人々との連携による多様なまちづくりへの参加を実践するとともに、寄付金を財源として寄付者の社会的投資を具体化することにより、他都市に住む人の第二のふるさとづくりを目的として平成16年9月17日に制定しました。

平成30年度からは寄付項目を拡大し、返礼品を活用した新たなスキームへ移行。また、寄付者とのつながりを持つため、シンクタンクである一般社団法人構想日本が提唱するふるさと住民票の取り組みとして、ふるさと住民カード「愛称：ニセコアンカード」の発行を開始し、対象者に情報発信などを行っている。

【平成30年度：寄付額29,928,953円／197人】

【ふるさと住民票発行／42人】

### (6) 住民主体による花や木の植栽活動

平成30年度は、NPO法人ニセコまちづくりフォーラムが中心となり地域住民により実施する中心市街地（綺羅街道）への花の植栽事業、中央地区連合町内会が主催した「ハロウィンカボチャによる中央地区周遊地活性化事業」、ニセコ振興会の活動に要する備品整備に対しコミュニティ助成事業として補助を行いました。

### (7) 地方分権改革への対応

国と地方の関係を見直す地域分権改革が進められています。今後も地方分権改革に関する情報には今後も、注意深く対応し、必要に応じ住民への情報公開に心がけます。

## （８）広域行政の検討

平成１９年４月に設立した後志広域連合は、事務の共同処理のメリットである経費節減効果を期待しているところです。

平成１９年度から税の滞納整理事務、平成２１年度から国民健康保険事務及び介護保険事務、平成２８年度から行政不服審査会事務の共同処理を実施しており、多様化する広域行政の需要に対応するため、広域連合及び他の地方公共団体との連携を図ります。

## （９）交流事業

ニセコ中学校職場体験（２人）、全国の議会や行政関係者、独立行政法人国際協力機構（ＪＩＣＡ）海外自治体職員等による視察受け入れを行いました。

## （１０）国際交流事業

一般財団法人自治体国際化協会の国際交流員招致事業を通じて、中国、アイルランド、ドイツ、アメリカから計４名の交流員の受け入れを行い、町民との交流や町の国際交流の推進を図るほか、居住外国人や観光客に対応できるように体制を強化しています。

## （１１）移住・定住対策

ニセコ町の地域課題を解決する人材の確保と定住人口の増加を図るため、首都圏で開催された移住・交流フェア（本気の移住相談会、JOIN 移住交流・地域おこしフェア）に出展し、都市住民にニセコ町の魅力や環境について伝えました。

また、後志総合振興局と連携して、しりべし「まち・ひと・しごと」マッチングプランとして、夏期と冬期の就業をマッチングさせ、定住と働き手不足解消を図る取組を行っています。さらに平成３０年度は北海道主催の事業として、ニセコ町で林業・移住体験ツアーが実施され、連携協力して取り組みました。

## （１２）地域おこし協力隊・集落支援員事業

地域おこし協力隊は平成２３年度から導入し、平成３０年度は継続６名、新規５名の計１１名の隊員が役場や関係機関に配属され、地域の活性化や課題解決に活動し、また、最長３年間の任期であるため、将来町内で起業・就業するための活動も行っています。これまで、２０名の隊員が任期を終え、その後１４名が町内に定住しました。

集落支援員は平成２２年度から導入し、平成３０年度は８名が点検活動を通じて集落の実情や課題を把握し、集落の維持活性化に必要となる対策を行っています。

## （１３）コミュニティ運動の推進

自治会活動とコミュニティの活性化を推進するため、地域自治振興交付金制度により支援しました。

・地域自治振興交付金の交付状況：５６自治会、２，７７９，２００円

#### (14) コミュニティ施設の維持管理

ニセコ町民センターの管理運営については、ニセコ町商工会に委託しており、平成30年度は、3,041件、39,936名の方が利用されました。引き続き、町民や来町者が効率的に広く活用できるよう努めます。

西富地区町民センターは、周辺地域のみなさんが主に利用しており、使用時の玄関開錠や施錠・点検等一部業務を、地域の方に委託しています。なお、本センターについては、耐震性能が無く、防災の観点から令和元年度に建て替えを行うため、平成30年度において、実施設計を実施しました。

地域の集落再編により設置された各コミュニティセンターの維持管理は、指定管理者制度を適用し各地域自治会が行っており、火災保険料など費用の一部を町が負担しています。引き続き、各自治会と連携し施設の適正な管理に努めます。

- ・対象施設：ニセコ町民センター、西富地区町民センター、近藤・元町・里見・ニセコの地域コミュニティセンター、福井地区コミュニティセンター、曽我活性化センター

#### (15) 戸籍、住民記録に関する事務

本町の年間の異動は、自然増減（出生・死亡）が19人の減少、社会増減（転入・転出等）では8人増加し、平成30年度末では前年比11人減の5,104人となりました。年度により多少の増減はあるものの全体的には微増傾向となっています。

1世帯当たりの人数は1.94人でわずかに減少しています。

外国人については、ニセコエリアを拠点に観光産業への従事者や様々な活動を展開する方の居住により平成18年度以降急激に人口が増加しており、平成31年1月末には519人の住民登録がありました。

昭和52年1月以降減少続きであった人口がここ数年は外国人を中心に増加傾向となっています。

戸籍に関しては、戸籍総合システムにより安全な管理と迅速で適正な処理が可能となり行政サービスの向上が図られています。

#### ・ニセコ町の人口動態

| 年度      | 区分  | 男      | 女      | 計      | 世帯数     |
|---------|-----|--------|--------|--------|---------|
| 平成30年度末 | 日本人 | 2,340人 | 2,369人 | 4,709人 | 2,331世帯 |
|         | 外国人 | 243人   | 152人   | 395人   | 297世帯   |
|         | 計   | 2,583人 | 2,521人 | 5,104人 | 2,628世帯 |
| 平成29年度末 | 日本人 | 2,344人 | 2,393人 | 4,737人 | 2,332世帯 |
|         | 外国人 | 230人   | 148人   | 378人   | 286世帯   |
|         | 計   | 2,574人 | 2,541人 | 5,115人 | 2,618世帯 |

#### (16) 住民基本台帳ネットワークシステム事務

平成27年10月5日の番号法の施行により、住民基本台帳登載者全員に個人番号を付番しています。個人番号カード（マイナンバーカード）の作成及び発行は住民基本台帳カードと同様に「地方自治情報センター」から引き継がれた「地方公共団体情

報システム機構」に業務委託をしています。

個人番号の管理については番号制度関連法に基づき住民基本台帳コードの管理よりも更なる個人情報徹底し厳格な運用に努めています。

個人番号カード（マイナンバーカード）の作成及び発行は住民基本台帳カードと同様に「地方自治情報センター」から引き継がれた「地方公共団体情報システム機構（通称 J-L i s）」に業務委託をしています。

個人番号の管理については番号制度関連法に基づき住民基本台帳コードの管理よりも更なる個人情報徹底し厳格な運用に努めています。

|                          |                  |
|--------------------------|------------------|
| ・個人番号カード（マイナンバーカード）の交付状況 | （前 年 度）          |
| 平成 3 1 年 3 月末申請枚数        | 5 7 3 枚（5 2 5 枚） |
| 地方公共団体情報システム機構からの受領枚数    | 4 7 8 枚（4 4 0 枚） |
| 平成 3 0 年 3 月末交付枚数        | 4 5 6 枚（4 2 0 枚） |

## 行財政

### （１）議会議員の活動

平成 3 0 年中の議会の開催は、定例会 4 回、臨時会 4 回となりました。条例の改正や制定、予算審議、陳情書や意見書等の審議を行ったほか、予算及び決算について集中的に審議するそれぞれの特別委員会を設置し審議を行いました。

総務常任委員会及び産業建設常任委員会は、それぞれ所管する事務について調査を行う「所管事務調査」を実施しています。議会が議決した本年度の予算がどのように執行されているのか、当面する行政課題は何かなど、担当課から説明を受け、課長等と意見交換をしつつ、改善点の申し入れを行っています。

企画環境課、総務課、建設課職員とともに議員 3 名が、鳥取県や島根県で行った新庁舎整備に向けた新エネルギー、再生可能エネルギーの視察研修に参加しました。また、議員全員で行った視察研修では、道南の知内町で地元産木材を活用した、木質バイオマスボイラーや集成材を使った建物について、七飯町では観光振興について、それぞれの自治体担当者から貴重な意見を聞くことができました。

3 0 年度も「議会報告・町民との意見交換会」を開催しました。今後も住民の視点に立った立場で、課題解決に取り組んでいきます。

### （２）議会だよりの発行

町民のみなさんに議会本会議や委員会での審議状況及び一般質問等の議会活動をお知らせすることは、議会にとっても重要なことです。3 0 年度も、定例会の内容を中心に 4 回の「議会だより」を発行し、全戸配付を行いました。

### （３）監査委員の活動

毎月の出納検査のほか、8 月の決算監査、2 月には定例監査を行いました。また、監査委員全国研修会に参加し、監査委員としての識見の研鑽を積んでいます。

#### （４）税金の課税や納税に関する事務経費

平成３０年度分の税の徴収率について、現年度対前年比は、町民税で０．０４ポイント増・固定資産税は０．０２ポイントの減で、国保税を除く町税全体で前年度と同ポイントとなりました。収入実績では、町民税で４，３８１万円の増、固定資産税は６７万円の減額となりました。

国保税を除く町税全体の現年度課税分全体の収入額は９億３，３５４万円、収納率は９９．６２％で、前年度対比では税収では５，０１３万円の増額となりました。また、滞納繰越分を含めた町税全体で収入額は９億３，７６６万円、収納率は９９．１３％で、前年対比税収で４，９８２万円の増、収納率では０．１５ポイントの増となりました。

国民健康保険税では、現年課税分の収入額は１億７，０７４万円、収納率は９７．７０％で、前年対比税収では３８７万円の減、収納率は０．４４ポイントの減となりました。また、滞納繰越分を含めた全体での収入額は１億７，５５７万円、収納率は９４．９５％で、前年対比は、税収で７１０万円の減、収納率１．０８ポイントの増となっています。滞納繰越分をあわせた国保税全体の収納率は、８年連続で前年度を上回ることができました。

依然として地方財政は厳しい状況にあり、町税の確実な収納による自主財源の確保が大変重要となっています。町では、税負担の公平性の確保と収納率の向上を目指し、督促・催告の強化、財産調査を実施し、預貯金・給与差押の実施など徹底した収納対策の強化を図っています。また、後志広域連合における、ニセコ町分の税の滞納整理額は、財産や給与、預金の差押え等により１６件で４２４万円となっておりさらなる徴収に努めます。

平成３０年度の納付状況として特徴的なのは、町民税の特別徴収の完全実施等により町民税の普通徴収（自己納付）が５９３件減少したことです。給与からの徴収により４回での納付が１２回での納付となり、１回の納付額の減少、そして自分で納めることなく給与から徴収されるので納め忘れもなくなりました。

また、納付環境の整備としてコンビニ収納を可能にしています。土曜、日曜や祝祭日、夜間の利用など納税者の利便性が向上すると共に、効果的な納税の促進に繋がっています。

#### （５）役場職員の研修、人材の活用、目標管理

多様化する住民ニーズに対応し、住民の視点に立った住民主体のまちづくりを進めるためには、職員の資質の向上や意識改革が必要です。

職員にはまちづくりの専門的知識の習得とともに、豊かな発想力と情報収集能力を持ち柔軟な対応力が求められます。そのため、これまでと同様、初任職員の基礎研修をはじめ、採用年数に応じた研修に参加させるとともに、専門の研修機関での実務研修や自主企画による提案型研修を実施しています。その他、内閣官房地域活性化事務局や全国市町村国際文化研究所へ職員を派遣し将来のニセコ町を担う人材育成に努めています。

さらに、職員採用においても外部の経験と新たな発想を得ることによりニセコ町の

まちづくりに活かせるように、社会人経験者も採用しています。

## **（６）町有財産の管理・運用**

### **①旧宮田小学校及び国際交流施設の維持管理**

北海道開発局小樽開発建設部の事務所として貸付けしている旧宮田小学校校舎と北海道インターナショナルスクールに貸付けている国際交流施設については、相手方との協議を行いながら適切な維持管理を図ります。

### **②職員住宅の維持管理**

職員住宅は、現在１７戸を保有しています。これらの住宅は、建築から３０年以上経過しているものが多く、老朽化が進んでいる状況ですが、補修を行うなど良好な維持管理に努めています。また、職員住宅が不足しているため、民間事業者より単身者用住宅６戸を借上げ、住宅不足の解消を図っています。

### **③町有財産の売却及び取得（土地）**

平成３０年度には食品加工工場及びその付帯設備建設用地として民間企業へ字羊蹄の土地１６５，０４０㎡を売却しました。

また、神奈川県在住の個人の方から字曽我の土地４，０４０㎡の寄付を受け取得しています。

## **（７）行政情報システム、情報ネットワークの運用**

行政事務を処理するコンピュータシステムを安定的に運用するために、システムの開発や運用を共同で行う北海道自治体情報システム協議会（北海道町村会情報センター）に加盟し、システムの共同調達や開発、運用を効率的に進めています。また、災害発生時の危機的状況のときにもシステムの安定運用を図るため、主なデータはデータセンターにおいて保存し運用を行っています。

さらに、自治体情報セキュリティ強靱化を受け平成２９年からネットワーク（個人番号利用事務系ネットワーク、LGWAN 接続系ネットワーク、インターネット接続系ネットワーク）を分離しネットワーク間のデータ授受の原則禁止や情報の持ち出しを防止するなど情報の流出対策を構築しています。

また、これまで建設関係で保存されてきたマイラー図面の電子化に着手している他、土地台帳、航空写真の電子化を完了し効率的な運用と役場庁舎のスペース確保につなげます。

## **（８）選挙事務**

平成３０年度には選挙はありませんでしたが、平成３１年４月に行われた統一地方選挙の告示が３月にあり、その準備作業を行いました。また、役場庁舎の新築工事に伴いこれまで期日前投票所及び開票所として使用していた役場第二庁舎（旧公民館）が使用できなくなったことから、新たに町民センターを使用し各事務を行いました。

### **(9) 計画的な行財政運営**

町の行財政運営の健全性を維持するため、国の補助金など様々な財源を確保するとともに、過疎債や辺地債などの有利な借入を計画的に活用します。

平成30年度決算に基づく健全化判断比率は、実質公債費比率11.6%(H29年度12.2%)、将来負担比率31.6%(H29年度41.4%)となり、前年度に引き続き対前年度より改善が図られました。また、平成30年度決算において、町税が対前年度比5.6%の伸びを示すなど堅調な町税収入が図られています。今後とも歳入を最大限確保するとともに、将来負担に備えるために各種基金の積立を行い健全な財政運営に努めていきます。

### **(10) 地籍成果の管理・運営事務経費**

平成22年度から地籍デジタルデータの更新作業を行い地籍成果管理システムの運用を行っています。データ化することで、地図の交付が迅速化することに加え、道路や農地管理など地図を使った他業務への活用が行われています。